

第72期  
ディスクロージャー誌  
自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月 31日

# 2025

## SUKUMO SHOGIN

### 72nd Disclosure

### 宿毛商銀信用組合



# INDEX

ごあいさつ	1
経営理念	2
「地域の発展」と共に成長する金融	2
貸出フィールドセールス(FS)の実施	3
事業承継支援サービス「TRANBI(トランビ)」 との業務提携	3
営業車の安全運転・交通事故防止	3
第71期総代会	4
宿毛商銀ゴルフコンペ	4
宿毛商銀グラウンドゴルフ	4
しんくみの日	5
物産展	5
しんくみビジネスマッチング	5
地元警察署による防犯訓練	6
高知県市町村対抗駅伝大会優勝旗贈呈式	7
全職員集合研修	7
事業の組織	8
役員一覧	8
組合員、出資金の推移	8
金融ADR制度の対応	9
キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策	10
金融商品販売等に係る勧誘方針	10
取引時確認に関するお願ひ	11
与信取引に関する説明態勢	11
「『経営者保証に関するガイドライン』 への取組方針」及びその取組状況	11
経理・経営内容	
貸借対照表及び記載上の注意	12
損益計算書及び記載上の注意	17
剰余金処分計算書	17
業務粗利益及び業務純益等	18
経費の内訳	18
役務取引の状況	18
受取利息及び支払利息	18
主要な経営指標の推移	18
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	19
総資産利益率等	19
総資金利鞘等	19
その他業務収益の内訳	19
有価証券の評価損益	20
預貸率・預証率の期末値及び期中平均値	20
1店舗当たりの預金および貸出金残高	20
職員1人当たりの預金および貸出金残高	20
資金調達	
預金種目別平均残高	20
預金科目別残高	20
預金者別預金残高	20
預金科目別平均残高	20
資金運用	
貸出金種類別残高	21
貸出金種類別平均残高	21
有価証券種類別残高	21
有価証券種類別平均残高	21
有価証券種類別残存期間別残高	21
有価証券の時価等情報	22
貸出金業種別残高、構成比	23
貸倒引当金内訳	23
貸出金の償却状況	23
有価証券減損処理状況	23
貸出金使途別残高	23
消費者ローン、住宅ローン残高	23
貸出担保別残高	23
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	24
リスク管理方針・体制について	25
事業年度の開示事項	
自己資本の構成に関する事項	28
自己資本の充実度に関する事項	29
法令等遵守体制について	37
主要な事業内容	38
窓口・ATM振込手数料一覧表	39
総代会に関する情報開示	40
総代選挙規約	40
総代の選挙区及びその定数	44
総代氏名一覧	44
総代の属性別構成比	44
第72期通常総代会の決議事項	45
職員出身者以外の理事の登用状況の開示	45
報酬体系について	45
職員紹介	47
営業のご案内	48
店舗一覧	49

ごあいさつ	1
経営理念	2
「地域の発展」と共に成長する金融	2
貸出フィールドセールス(FS)の実施	3
事業承継支援サービス「TRANBI(トランビ)」 との業務提携	3
営業車の安全運転・交通事故防止	3
第71期総代会	4
宿毛商銀ゴルフコンペ	4
宿毛商銀グラウンドゴルフ	4
しんくみの日	5
物産展	5
しんくみビジネスマッチング	5
地元警察署による防犯訓練	6
高知県市町村対抗駅伝大会優勝旗贈呈式	7
全職員集合研修	7
事業の組織	8
役員一覧	8
組合員、出資金の推移	8
金融ADR制度の対応	9
キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策	10
金融商品販売等に係る勧誘方針	10
取引時確認に関するお願ひ	11
与信取引に関する説明態勢	11
「『経営者保証に関するガイドライン』 への取組方針」及びその取組状況	11
経理・経営内容	
貸借対照表及び記載上の注意	12
損益計算書及び記載上の注意	17
剰余金処分計算書	17
業務粗利益及び業務純益等	18
経費の内訳	18
役務取引の状況	18
受取利息及び支払利息	18
主要な経営指標の推移	18
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	19
総資産利益率等	19
総資金利鞘等	19
その他業務収益の内訳	19
有価証券の評価損益	20
預貸率・預証率の期末値及び期中平均値	20
1店舗当たりの預金および貸出金残高	20
職員1人当たりの預金および貸出金残高	20
資金調達	
預金種目別平均残高	20
預金科目別残高	20
預金者別預金残高	20
預金科目別平均残高	20
資金運用	
貸出金種類別残高	21
貸出金種類別平均残高	21
有価証券種類別残高	21
有価証券種類別平均残高	21
有価証券種類別残存期間別残高	21
有価証券の時価等情報	22
貸出金業種別残高、構成比	23
貸倒引当金内訳	23
貸出金の償却状況	23
有価証券減損処理状況	23
貸出金使途別残高	23
消費者ローン、住宅ローン残高	23
貸出担保別残高	23
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	24
リスク管理方針・体制について	25
事業年度の開示事項	
自己資本の構成に関する事項	28
自己資本の充実度に関する事項	29
法令等遵守体制について	37
主要な事業内容	38
窓口・ATM振込手数料一覧表	39
総代会に関する情報開示	40
総代選挙規約	40
総代の選挙区及びその定数	44
総代氏名一覧	44
総代の属性別構成比	44
第72期通常総代会の決議事項	45
職員出身者以外の理事の登用状況の開示	45
報酬体系について	45
職員紹介	47
営業のご案内	48
店舗一覧	49

## ごあいさつ



平素より、組合員・取引先の皆様方には組合業務に対し、ご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年もここに、宿毛商銀信用組合の第72期(令和6年度)の経営概況・決算状況を作成いたしましたので、ご高覧賜れば幸甚に存じます。

さて令和6年度の我が国経済は、少子高齢化に伴う人口減少が進行する中、長引くロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化等により、食料品・エネルギー・資源価格などが高騰、さらには人手不足に伴うコストの増加が続いており、依然として先行き不透明な状況で、厳しい経営環境が続いているります。

金融環境をみると、日本銀行は、2013年4月より継続していた大規模な金融緩和政策を転換し、2024年3月の金融政策決定会合においてマイナス金利の解除に踏み切り、金融緩和政策の修正を決定しました。これにより、昨年の7月と本年1月に政策金利の引き上げが行われ、政策金利は0.5%となり、金利上昇に向けた適切な運用対応が求められる金融環境となっております。また、我々地域金融機関には、顧客本位の業務運営という大命題のもとで、地域密着型経営の強みである機敏なフットワークを活かし、組合員の皆様との関係強化を図り、きめ細かな活動と人の温もりを大切にした親身なコンサルティング機能等の発揮により持続可能なビジネスモデルを構築し、地方創生・地域の活性化に貢献していくことが求められています。

こうした中、当組合は本年度も役職員一丸となって営業基盤の拡充、経営体制の強化に努めて参りました。

その結果、期末の預金積金残高は、22,426百万円(前期末比365百万円の増加)となり、「23年連続の増加」、貸出金残高は、9,476百万円(前期末比185百万円の減少)となり、当期純利益は21百万円を計上することができました。

こうした利益確保の継続と健全経営の推進により、健全性の指標である自己資本比率は8.26%となり、国内基準の4.0%を優に超える経営比率となりました。

このような結果をあげることができたのも、組合員・取引先の皆様方の変わらぬお引き立てがあればこそと、心より感謝申し上げます。

今後も全役職員が団結し、当地域に本店を置く唯一の地域金融機関として、質の高い金融仲介機能を発揮して、地域の活性化と地域社会の発展に向けた取り組みをしっかりと継続してまいります。

つきましては、今後とも倍旧のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げましてご挨拶と致します。

令和7年6月

理事長 松田 選



# 経営理念

1. 地域社会の発展に寄与し、地域住民の生活向上に貢献する
2. 信用組合の社会的責任と使命を絶えず念頭におき健全な業務運営を通じて組合員、取引先からの信頼を確立する

## 「地域の発展」と共に成長する金融

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

### ●中小企業（小規模事業者を含む）の経営支援に関する取組み方針

当組合では中小企業への経営支援として、金融円滑化法が制定される以前から、通常の業務の一環として融資先の条件変更等の取組みを実施しており、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、顧客対応方針に変わりなく、こうした事業再生支援への取組みを積極的に行っていく事が、地域経済の活性化、及び不良債権発生の未然防止に繋がっていることから、引き続き取引先からの債務の返済猶予や条件変更、さらには新規融資や追加融資にも積極的に取組んで行くこととしています。

その具体的な取組施策として、得意先活動に重点をおき、他の金融機関との差別化を図り、小口融資とお客様からの要請を待つのではなく、当組合から率先して提案していく融資提案型セールス・ローラー活動や貸出フィールドセールス等により新たな資金需要を掘り起こし、親密度の向上、定性情報の収集により、お客様の資金需要に応えていく態勢を整えています。

これからも地域経済の活性化や資金需要に対して、より積極的に応えていくこととしています。

### ●中小企業の経営支援・改善に関する態勢整備（外部専門家、外部機関等との連携を含む）の状況

当組合では本部に「経営支援課」を設置し、お客様からの要望を待つのではなく、得意先活動等により訪問、広報活動を行う等の提案活動も実施する態勢（得意先人員の充実等）を構築しております。また目利き能力向上等のため、外部研修会の受講、内部集合研修、業務推進会議等で、随時・勉強会を行いスキルアップを図っています。

さらに高知県よろづ支援拠点、高知県信用保証協会、高知県中小企業活性化協議会、他の金融機関等との連携や、税理士や商工会議所の経営指導員とも連携し、適宜紹介を行い、支援を行っていく態勢としています。

### ●中小企業の経営支援に関する取組み状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）

- ①創業・新規事業開拓の支援等
- ②成長段階における支援
- ③経営改善・事業再生・業種転換等への支援
- ④経営支援課の発足による態勢の整備

具体的な取組みとして、これまで継続している融資推進活動（過去から継続している融資提案型セールスローラー活動や貸出フィールドセールス等の強化）を展開し、地域経済の活性化に取組み、特に事業先等への融資ローラー活動を強化するために、顧客への説明態勢の研修の実施、継続訪問・ニーズの把握・提案セールス活動等のスキルアップを図り、地域に根を下ろした金融活動に取組んでいます。

こうした取組みにより、不良債権比率も低位で推移しており、新規融資残高の増加にも繋がり、当組合の業務が全体的に好循環になっています。

また今後も経営支援の一環として、「5ヵ年経営改善計画書（分析資料）」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュフロー計算書」等を作成・分析し、条件変更先の経営状況、全国平均との比較、弱点の洗い出し等をおこない、これらに基づき「5ヵ年経営改善計画書（実行計画）」を作成して経営改善に当たり進捗状況管理を実施しています。さらに「経営状況に関する期中管理簿」にもとづき、担当者等が半期に1度の割合で債務者と面談し、実態把握、進捗状況管理、要望・相談を受け、債務者の方々にアドバイスを行っていく取組みを実施しています。

### ●地域の活性化に関する取組状況

地域活性化に向けた取組みとして、得意先活動に重点をおき、他の地域金融機関との差別化を図り、付加価値の高い金融商品・サービスを提供するために、小口多数融資と営業店による融資提案型セールス・ローラー活動（お客様からの要請を待つのではなく、当組合から率先して提案していく方法）、貸出フィールドセールス等により新たな資金需要を掘り起こし、より一層、お客様よりの資金需要に懇切・丁寧かつ迅速に応えていくことが、地域経済活性化に繋がるものと認識し重点課題として取組んでいます。

また、地域経済の活性化を目指す為には、何と言っても競争の源泉は人であり、その人材の育成が最も重要な課題と考え、今後もこれまで以上に、人材育成には特に力を入れていくべきと考え取組んでいくこととしています。

さらに関連する市町村、商工会議所、商工会とも連携し、地域経済発展の一助を担ってまいります。

## 貸出フィールドセールス(FS)の実施

令和6年8月3日(土)  
第16回 貸出FS実施



令和7年1月18日(土)  
第17回 貸出FS実施



2019年から実施している、貸出フィールドセールスにおいて、今期は全2回の開催となりました。

新規取引候補の事業者様へ事前アポイントをいただき、訪問いたしました。当組合の事業方針や情報共有をさせていただき、今後の取引発展に繋がる機会となりました。夏期・冬期の計2回のみの開催となりましたが、多くの方々に面談の機会をいただき、貴重な意見を聞くことが出来ました。

### 事業承継支援サービス「TRANBI(トランビ)」との業務提携

当組合は、事業承継問題を抱える中小企業事業者様への事業承継支援サービスを提供することを目的として、国内最大級の事業承継・M&Aプラットフォーム「TRANBI(トランビ)」と平成31年4月にビジネスマッチング契約を締結しました。

株式会社トランビは、現在大きな社会問題となっている事業承継問題に対して、オンラインM&Aという手段を活用してコストを極力抑えながら解決すべく、国内最大級のM&Aプラットフォーム「TRANBI」を運営している会社です。事業承継・M&Aについてお悩みのお客様は、ぜひ当組合へご相談ください。

今後も皆様のお役に立てる信用組合を目指し続けます!!!



①事業規模が小さくて専門家に相談できない  
②事業承継をしたいが初期費用などの手数料が高すぎる  
③事業の承継先が見つからない

ご安心ください!  
トランビですべて解決できます!

トランビは、事業承継において課題のある中小企業の経営者、個人事業主と事業承継を希望する企業をマッチングするWEBサービスです。

- 1 トランビなら事業規模の条件無し!
- 2 トランビなら売り主様は手数料も完全無料!
- 3 トランビなら平均11社の承継先が見つかる!

TRANBI  
<https://www.tranbi.com/>  
電話 03-5843-8170  
登録の際は紹介コード「SKSSKM」をご入力ください。

### 営業車の安全運転・交通事故防止

2022年4月から、営業職員はじめ営業車を使用する職員には、外出時と帰社時に必ず、アルコール検知器によるアルコールチェックを行うことを義務づけました。また、安全運転管理責任者を設置し、責任者の指導の下、万一の事態を起さぬよう、注意喚起し日々の業務に臨んでいます。



# 第71期総代会

令和6年6月27日(木)



新型コロナウイルス感染症も落ち着き、今年も参加人数の制限を設けずに、第71回総代会を開催いたしました。

今回の総代会では、長年当組合に勤め、組合の発展に尽力いただいた前理事長 井上龍也氏及び役員2名が退任となりました。また、次期理事長に松田選が選任され、専務理事に所谷祐二が選任されました。

**【写真 左より】**  
井上 龍也 氏（前理事長）  
松田 選 （理事長）  
東 高希 氏（非常勤理事）  
長尾 文利 氏（非常勤理事）

## 第25回 宿毛商銀グラウンドゴルフ大会



令和6年5月18日(土)

令和6年5月18日(土)に第14回宿毛商銀ゴルフコンペが開催されました。ゴルフ愛好家の皆さんと楽しくプレイさせていただき、懇親を深めさせていただきました。



令和6年5月18日(土)

令和6年5月18日(土)に宿毛商銀信用組合主催のグラウンドゴルフ大会が盛大に開催されました。年々県内外からの参加者も増え、200名以上の方に参加していただきました。複雑なルールではないので初心者でも楽しくプレイする事ができ、皆様と楽しい時間を過ごしました。

# SUKUMO SHOGIN

## しんくみの日 献血活動



令和6年9月5日(木)

しんくみの日週間に合わせて献血活動を行いました。当組合職員だけでなく、地域の多数の方々にも献血にご協力いただき、年々献血人数も増えております。

## しんくみの日 清掃活動



令和6年9月7日(土)

しんくみの日週間でおなじみの赤いポロシャツを全職員が着用し、地域の清掃活動を行いました。昨年度から清掃時間・範囲を拡大しており、活動中見かけた地域の皆様にたくさん声を掛けいただきました。

## 第一勧業信用組合主催 物産展

令和6年10月27日(日)



令和6年10月27日(日)に第一勧業信用組合・大正大学と連携して物産展が東京にて開催されました。大学・学生主導の物産展であり、授業の一環として行われ、当組合取引先1社が当組合職員と共に参加いたしました。初の試みではあったものの、大正大学の学生の皆様と有意義な時間を過ごすことが出来ました。

## 岡山県信用組合協会主催 しんくみビジネスマッチング

令和6年11月13日(水)



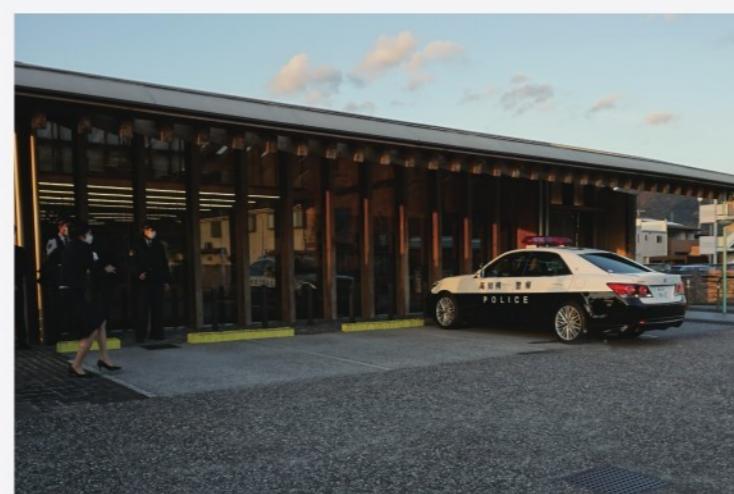
令和6年11月13日(水)に岡山県信用組合協会(笠岡信用組合等)主催によるしんくみビジネスマッチングが岡山県笠岡市にて開催され、当組合取引先3社(者)が当組合職員と共に参加いたしました。瀬戸内を中心に多くの信組取引先企業が出展し、参加された事業者様についても、多くの商談、情報交換等を行う事ができ、有意義な時間となりました。

# 地元警察署による防犯訓練

令和6年12月9日(月)



令和6年12月9日(月)に宿毛警察署・愛南警察署に協力していただき、防犯訓練を行いました。日頃より職場内で何度も訓練を重ねてますが、犯人に扮した署員の方に圧倒されながらも、訓練を行う事が出来ました。当日、約1分間の犯行という短い時間の中で、犯人の特徴・逃走方向など、冷静に対応する事が出来ました。このような状況では臨機応変な対応が必要とされ、その時々にあった最善の防犯対策を改めて考えさせられる時間となりました。また、防犯訓練後にはカラーボールの投擲に女性職員が挑戦いたしました。その際のポイントなども署員の方々から教えていただき、貴重な時間となりました。



# 高知県市町村対抗駅伝大会優勝旗 贈呈式 令和7年1月15日(水)



安芸市で毎年行われていた高知県市町村対抗駅伝大会が、今年から宿毛市で開催することとなり、これに併せて新たに女性の部が新設され、当組合より令和7年1月15日(水)に宿毛市体育協会へ優勝旗を寄贈させていただきました。令和7年1月26日(日)に行われた大会当日にも当組合職員がボランティアとして参加し、選手の皆様の活躍を見届けました。



# 全職員集合研修

令和7年2月1日(土)

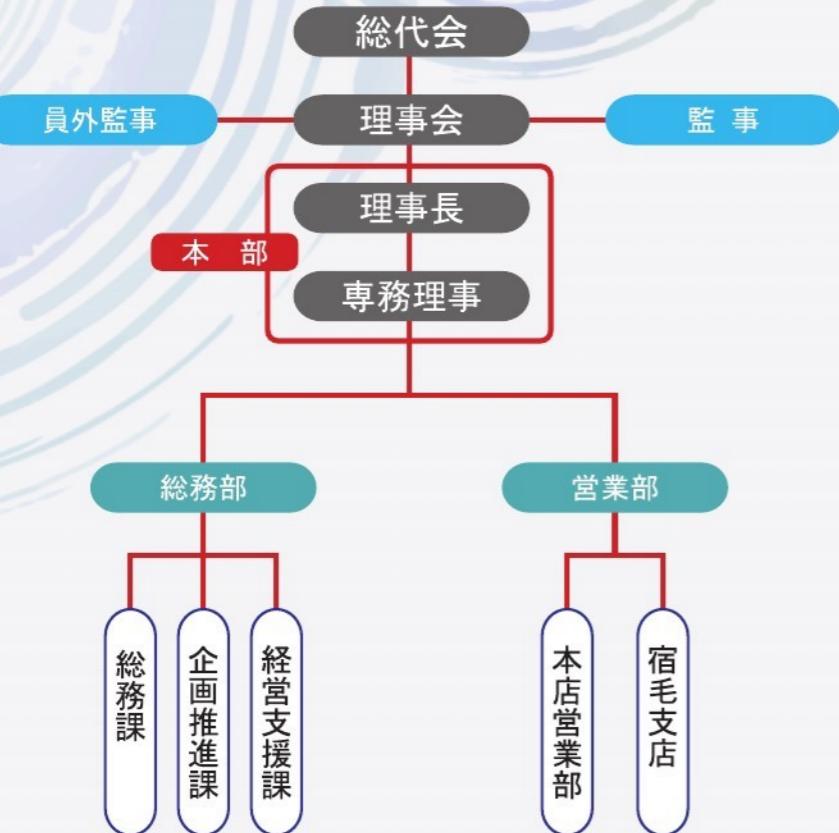


職員一人一人が組合員・取引先・地域の皆様のお力になれる様、預金や融資に限らずあらゆる面でスキルアップを図るための集合研修を行っております。研修内容によっては外部企業に協力していただき、講演会なども行っています。



SUKUMO SHOGIN

## 事業の組織



## 役員一覧

理 事 長 (代表理事)	/ 松田 選
専 務 理 事 (代表理事)	/ 所谷 祐二
常 勤 理 事	/ 長岡 宏幸
常 勤 理 事	/ 黒川 健太
理 事 (非常勤)	/ 井上 由紀 ※
理 事 (非常勤)	/ 岡松 平 ※
理 事 (非常勤)	/ 河原 敏郎 ※
理 事 (非常勤)	/ 白木 久雄 ※
員 外 監 事 (非常勤)	/ 加藤 高明 ※
員 外 監 事 (非常勤)	/ 山下 章一 ※
員 外 監 事 (非常勤)	/ 山崎 正友 ※

(令和7年6月18日現在)

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事、監事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

## 組合員、出資金の推移

区分	令和5年度		令和6年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個 人	6,012	106	6,022	106
法 人	280	9	281	9
合 計	6,292	115	6,303	115

## 金融ADR制度の対応

## 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けしておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及び、これらに準ずるものをおいいます。

## 当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「総務部」にお願いいたします。

## 総務部

住所：高知県宿毛市宿毛5508番地  
フリーダイヤル：0120-930166

受付時間：午前9時～午後5時30分  
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする下記の他の機関でも受け付けています。（詳しくは、当組合総務部へご相談ください。）

しんくみ相談所  
(一般社団法人全国信用組合中央協会)

〒104-0031  
東京都中央区京橋1-9-5  
(全国信用組合会館内)  
03-3567-2456

受付：月～金  
(祝日及び金融機関休業日を除く)  
9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえで当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申出ください。

またお客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からのお申し出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、愛媛県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。  
具体的な内容は仲裁センター等にご紹介ください。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。例えば、お客様は、高知県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システムを通じてお話ししてくださいことにより、手続きを進めることができます。

東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 03-3581-0031 <a href="http://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/">http://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/</a>	受付：月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 03-3595-8588 <a href="http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html">http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html</a>	受付：月～金 (祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 03-3581-2249 <a href="https://niben.jp/soudan/service/chusai/adr_kinyu.html">https://niben.jp/soudan/service/chusai/adr_kinyu.html</a>	受付：月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-3286-2648

0570-022808

## キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策

### 暗証番号、カードの管理

暗証番号は、生年月日、電話番号、住所地番などの他人に推測されやすい番号以外をお選び下さい。又、キャッシュカードは免許証、保険証などの本人の確認ができる書類とは別に保管されるようお願いします。当組合の職員や警察が電話等で暗証番号をお伺いすることは一切ございません。

### 暗証番号の変更

現在、生年月日などを暗証番号に登録しているお客様は、暗証番号の変更をお願い致します。暗証番号の変更はATMの画面からや、窓口で行なうことができます。

### ATMにおける1日の利用限度額の設定

当組合ATMの1日の累計利用限度額が200万円までならば窓口で自由に設定することができます。ただし、1回のお引き出しは50万円までとなっております。また、他行のATMでのお引き出しは1日累計で50万円までが限度となっております。

### 通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失

通帳、印鑑、キャッシュカードのいずれか一つでも紛失された場合は、直ちに当組合にご連絡下さい。お引き出しを停止させることができます。

### 偽造・盗難カードによる預金者の被害への補償

万一、偽造・盗難カードによる被害が発生した場合は、預金者保護法に基づき補償します。お客様に過失の無い場合には全額補償、過失のある場合には、ゼロ又は75%補償となります。

### その他の犯罪

- はがきや電話などによる法外な請求、身に覚えのない請求等については安易に振込みなどを行わないようにご注意下さい。不審な請求と思われる場合は最寄りの警察にご相談下さい。
- 孫や親類、警察などを装って交通事故の示談金や借金返済などの費用が必要だと偽って、振込みを要求するいわゆる「振り込め詐欺」がまだ横行しております。振込みを行う前に十分にご確認下さい。

### 盗難・紛失時などにおける緊急連絡先

平 日 本店・宿毛支店	<b>0880-63-1166</b>
	午前8時30分～午後5時
〃 SKC集中監視センター	<b>047-498-0151</b>
	午前6時～午後10時

土・日・祝日 SKC集中監視センター	<b>047-498-0151</b>
	午前6時～午後10時

万が一、被害に遭われたときは直ちに当組合と警察にご連絡下さい。

## 金融商品販売等に係る勧誘方針

当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。

金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなどお客様の誤解を招くような勧誘は行いません。

当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

当組合は、職員に対する研修等を通じて役職員の金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

金融商品等の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問合せください。

## 取引時確認に関するお願い

マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、お客さまから口座開設等を依頼された場合、「犯罪収益移転防止法」に基づき、下記の要領により本人確認を行っておりますが、同法の改正により平成25年4月から取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）することになりました。

さらに平成28年10月から同法の改正にともない取引時確認の方法が一部変わりました。この確認は、新規のお客様に限らず、既存取引の方も対象となりますので、ご理解とご協力をお願い致します。普通預金口座開設取引のお申し出に際して、お客さまの氏名（名称）、住所、生年月日、取引を行う目的、職業などを確認させていたとき、告知頂いた取引を行う目的の実績が確認できるまでは、ATMでの出金・振込利用限度額を1日100,000円とさせていただきます。さらに口座開設以降1年間入出金等が無い口座については、出金禁止の設定を行う場合がございます。また、取引を行う目的が不明な場合には、口座開設をお断りすることがございます。

### ■取引時確認（お客様への確認）が必要なお取引

#### ・口座開設時

- 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受取り
- 200万円を超える現金、持参人払式小切手受払い
- 融資取引 等

※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

### ■主な改正内容 (平成28年10月改正)

- 顔写真のない本人確認資料（健康保険証等）を金融機関に提示する場合、別の本人確認書類の提示などが必要となりました。
- 法人の取引担当者の方の権限確認方法として社員証が使用できなくなりました。
- 法人の実質的支配者に該当する自然人を特定しその方の本人特定事項の申告が必要になります。

### ■本人確認書類のご提示が必要な取引

◎は本人確認書類のご提示が必要な取引です。

取引内容	取引金額	10万円以下	10万円超 200万円以下	200万円超
口座開設、保護預かりなどの取引開始	◎	◎	◎	
預金口座への現金入金 預金口座からの現金払出	不要	不要	不要	◎
窓口振込	現金	不要	◎	◎
ATM振込	現金 当組合カード	取扱できません 不要	△ 取扱できません	取扱できません
各種料金の支払	現金	不要	◎	◎
小切手の支払	現金	不要	◎	◎
配当金の支払	現金	不要	◎	◎
自己宛小切手の振出	現金	不要	◎	◎

(注) △→カード口座の本人確認状況（本人確認書類の未提示等）によっては、お取扱いできない場合がありますのでご注意ください。

## 与信取引に関する説明態勢

お客さまとの親密な関係を維持することを目的とし、与信取引に関して法令に則り、お客様の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢及び苦情相談処理機能についての規程を制定しております。また、重要な事項の説明態勢に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて職場研修を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。

## 「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」及びその取組状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

令和6年度、当組合において「新規に無保証で融資した件数」は28件（前年度27件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は43.75%（同61.36%）、「保証契約を解除した件数」は3件（同2件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）」は0件（同0件）となっております。

## 経理・経営内容

## 貸 借 対 照 表

(単位:千円)

資 産	令和5年度	令和6年度	負債及び組合員勘定	令和5年度	令和6年度
現 金	323,469	208,704	預 金	22,061,870	22,426,959
預 金	3,201,195	3,828,122	当 座 預 金	97,640	117,513
買 入 手 形			普 通 預 金	5,944,089	6,229,956
コ ー ル ロ ー ン			貯 蓄 預 金		
買 現 先 勘 定			通 知 預 金	15,448,910	15,531,282
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金			定 期 預 金	569,827	533,566
買 入 金 銭 債 権			そ の 他 の 預 金	1,402	14,640
金 銭 の 信 託			借 用 金	200,000	200,000
商 品 有 価 証 券	10,210,751	10,013,760	借 入 金		
有 価 証 券 国 債			当 座 借 越	200,000	200,000
地 方 債	49,715	336,455	売 渡 手 形		
短 期 社 会 債	6,473,080	6,089,590	コ ー ル マ ネ 一		
社 株 式	92,629	59,625	売 現 先 勘 定		
そ の 他 の 証 券	3,595,327	3,528,089	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金		
貸 出 金	9,662,416	9,476,504	外 国 為 替		
割 引 手 形	2,700		そ の 他 負 債	63,216	54,331
手 形 貸 付 証	549,409	457,894	未 決 済 為 替 借	7,453	4,219
書 貸 付 当 座 貸 越	8,753,691	8,643,861	未 払 費 用	32,784	26,684
外 国 為 替 の 他 の 資 産	254,519	239,298	給 付 補 填 備 金	68	109
未 決 済 為 替 貸	4,019	806	未 払 法 人 税 等	13,298	15,742
全 信 組 連 出 資 金	130,400	130,400	前 受 収 益	2,333	1,767
未 収 収 益	40,210	44,563	払 戻 未 济 金	812	378
先 物 取 引 差 金 勘 定			職 員 預 り 金	1,906	1,907
そ の 他 の 資 産	79,888	63,528	資 産 除 去 債 務		
有 形 固 定 資 産	190,268	173,722	そ の 他 の 負 債	4,560	3,521
建 物	116,212	104,144	賞 与 引 当 金		
土 地	41,994	41,994	役 員 賞 与 引 当 金		
リ ー ス 資 産			退 職 給 付 引 当 金	77,600	28,550
建 設 仮 勘 定			役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,115	6,322
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	32,060	27,582	そ の 他 の 引 当 金		
無 形 固 定 資 産	4,649	3,201	特 別 法 上 の 引 当 金		
ソ フ ト ウ エ ア の れ ん	4,271	2,793	繰 延 税 金 負 債	4,862	22,716,162
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産			債 务 保 証	22,411,665	
前 払 年 金 費 用	377	407	負 債 の 部 合 計 (純 資 産 の 部)	115,425	115,470
延 税 金 資 産	32,124	86,415	出 資 金		
債 务 保 証 見 返	4,862		普 通 出 資 金	115,425	115,470
貸 倒 引 当 金	△86,965	△71,560	優 先 出 資 金		
(うち個別貸倒引当金)	(△58,820)	(△44,037)	優 先 出 資 申込証 摊 金		
そ の 他 の 引 当 金			資 本 剰 余 金	1,316,952	1,336,481
合 计	23,797,290	23,958,169	利 益 剰 余 金	121,000	121,000
			利 益 準 備 金	1,195,952	1,215,481
			そ の 他 利 益 剰 余 金	372,280	372,280
			特 別 積 立 金	(76,280)	(76,280)
			(うち目的積立金)	823,672	843,200
			当 期 末 处 分 剰 余 金		
			自 己 優 先 出 資		
			自 己 優 先 出 資 申込証 摊 金	1,432,378	1,451,951
			組 合 員 勘 定 合 計	△46,752	△209,945
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
			土 地 再 評 価 差 額 金	△46,752	△209,945
			評 価・換 算 差 額 等 合 計	1,385,625	1,242,006
			純 資 産 の 部 合 計		
			合 计	23,797,290	23,958,169

注) 1. 各表の金額は、単位未満を切り捨てて記載しておりますので、内訳項目の合計は、端数部分が不一致の場合があります。  
2. 繰延税金資産と繰延税金負債は相殺表示しております。

## (記載上の注意)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はありません。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 10年~47年  
その他 4年~20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者「以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)が資産査定を実施し、本部(資産査定部署)が査定結果を監査しております。
- 退職給付引当金の計上はありません。
- 役員退職慰労引当金は役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づき将来の払戻見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。
- 偶發損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- その他の引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案し、投資損失引当金として必要と認められる額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づく収益を計上しております。
- 会計上の見積もりにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。  
貸倒引当金 71百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」では、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。  
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 金融商品の状況に関する事項
  - 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、為替業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
  - 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、売買目的ではなく、満期保有目的、その他の目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
外貨建有価証券については、極力取り扱わず、現在も運用していません(一部、利息配当金において外貨建の債券があります)。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
  - 金融商品に係るリスク管理体制
    - 信用リスクの管理  
当組合は、信用リスク管理及びクレジットポリシー規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか本部により、預金担保貸出と保証付提携ローンを除く全貸付金について個別裏議制をとり、審議実行しております。また、50百万円を超える案件については、理事会を開催し、審議・承認を行っております。さらに、与信管理の状況については、本部がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
    - 市場リスクの管理
      - 金利リスクの管理  
当組合は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMIに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会は、ALM・余裕資金運用検討会からの報告を受け、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。  
日常的にはALM・余裕資金運用検討会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。
      - 為替リスクの管理  
当組合は、為替の変動リスクに関して、該当あるものは個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。

## (iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM余裕資金運用検討会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程等に従い行われております。ALM・余裕資金運用検討会では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、理事会及びALM・余裕資金運用検討会において定期的に報告されております。

## (iv)市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「貸付金」「預け金」「預金」「有価証券」のうち投資信託、仕組債、その他の有価証券を含む有利息資産と有利息負債とのギャップの市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRはモンテカルロ・シミュレーション法(保有期間1ヶ月、信頼区間99%、観測期間250営業日)により算出しており、令和7年3月31日現在で当組合の市場リスク量は229百万円です。

なお、当組合では月次でバックテストを実施しており、蓄積したバックテストの結果(比較サンプル)から、VaRを超過した回数を求め、VaRの値が妥当であるか判定しています。またその超過の原因・分析をおこないモデルの見直しやリスク計測の信頼性と整合性を確保しております。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行っております。資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理する必要がありますが、当組合においては、万一の緊急時に必要な資金の確保は十分に出来ております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

## 15.金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりあります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	貸借対照表額	時価	差額
(1)預け金(*1)	3,828,122	3,831,742	3,620
(2)有価証券(*2)	10,013,760	10,013,760	-
満期保有目的	500,000	500,000	-
その他有価証券	9,513,760	9,513,760	-
(3)貸出金(*1)	9,476,504	9,476,057	△447
貸倒引当金(*2)	(△71,560)	(△71,560)	
金融資産計	23,246,826	23,249,999	3,173
(1)預金積金(*1)	22,426,959	22,202,079	△224,880
(2)借用金(*1)	200,000	200,000	-
金融負債計	22,626,959	22,402,079	△224,880

## (注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

## 金融資産

## (1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

## (2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほども重要な制限がない場合、基準価格を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

## (3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

## 金融負債

## (1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

## (2)借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金合計額を無リスク利子率(または市場金利)で割り引いて現在価値を算出し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

## (注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)(*2)	300
組合出資金 (*3)	130,510
合計	130,810

(単位:千円)

(\*1)非上場株式出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2)当事業年度において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

(\*3)組合員出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下21.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券。

## 【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国債			
地方債			
短期社債			
社債			
外国証券			
投資信託			
株式			
合計			

## 【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国債			
地方債			
短期社債			
社債	500	483	△16
外国証券			
投資信託			
株式			
合計	500	483	△16

(3) 子会社、子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券。

## 【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国債			
地方債			
短期社債			
社債	444	444	0
外国証券	361	326	35
投資信託	468	437	31
株式	27	23	4
合計	1,301	1,230	71

## 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国債			
地方債	336	354	△18
短期社債			
社債	5,628	5,798	△169
外国証券	1,469	1,569	△100
投資信託	844	944	△100
株式	32	46	△14
合計	8,310	8,713	△403

17. 当事業年度に売却した満期保有目的の債券はありません。

18. 当事業年度に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額

1,143百万円

国債等売却益

31百万円

国債等売却損

7百万円

株式等売却益

17百万円

株式等売却損

-百万円

19. 当事業年度に売買目的有価証券に区分変更した有価証券はありません。

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債				
地方債	50			304
短期社債				
社債	99	1,000	500	3,842
その他	260	906	411	418
合計	410	1,906	1,215	4,260

21. 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。  
当事業年度における減損処理額は、39百万円(うち、社債24百万円、投資信託15百万円)であります。  
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が帳簿価格の50%以下の場合に減損処理を行っております。  
期末の時価が帳簿価格の50%超70%未満の場合は有価証券発行会社の財務内容等により判断しております。
22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 64百万円  
危険債権額 129百万円  
三月以上延滞債権額 -百万円  
貸出条件緩和債権額 144百万円  
合計額 337百万円  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。  
なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,069百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,069百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約総額の減額ができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
24. 有形固定資産の減価償却累計額 239百万円  
25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 63百万円  
26. 緑延税金資産及び緑延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。  
緑延税金資産  
貸倒引当金 11百万円  
その他 83百万円  
緑延税金資産合計 94百万円  
緑延税金負債  
その他 8百万円  
緑延税金負債合計 8百万円  
緑延税金資産の純額 86百万円  
27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
担保提供している資産 有価証券 500百万円  
担保資産に対応する債務 借用金 200百万円  
上記のほか、内国為替決済保証金として200百万円を担保として提供しております。  
28. 出資1口当たりの純資産額は5,378円02銭です。

## 経理・経営内容

## 損益計算書

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	415,797	441,189	そ の 他 業 務 費 用	39,975	48,379
資 金 運 用 収 益	347,753	356,780	外 国 為 替 売 買 損		
貸 出 金 利 息	164,991	160,883	商 品 有 価 証 券 売 買 損		
預 け 金 利 息	2,790	8,312	国 債 等 債 券 売 却 損	185	7,241
金 融 機 関 貸 付 等 利 息			国 債 等 債 券 償 戻 損	3,835	1,710
全 信 組 連 短 期 資 金 利 息			国 債 等 債 券 償 却	35,672	39,175
買 入 手 形 利 息			そ の 他 の 業 務 費 用	282	251
コ ー ル ロ ー ン 利 息			一 般 貸 倒 引 当 金 練 入 額		
買 現 先 利 息			経 費	257,914	263,934
債 券 貸 取 引 受 入 利 息			人 件 費	164,913	164,530
有 価 証 券 利 息 配 当 金	173,773	183,474	物 件 費	90,746	97,531
そ の 他 の 受 入 利 息	6,197	4,109	税 金	2,254	1,872
役 務 取 引 等 収 益	10,105	10,556	そ の 他 経 常 費 用	16,465	18,593
受 入 為 替 手 数 料	3,779	4,169	貸 倒 引 当 金 練 入 額		
そ の 他 の 役 務 収 益	6,326	6,386	貸 出 金 償 却		
そ の 他 業 務 収 益	40,822	40,844	株 式 等 売 却 損		
商 品 有 価 証 券 売 買 益			株 式 等 償 却	3,920	3,635
国 債 等 債 券 売 却 益	32,573	31,899	そ の 他 資 産 償 却		
国 債 等 債 券 償 戻 益	4,793	3,289	退 職 給 付 費 用		
そ の 他 の 業 務 収 益	3,455	5,656	そ の 他 の 経 常 費 用		
そ の 他 経 常 収 益	17,116	33,008	經 常 利 益	47,266	45,377
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	4,282	15,405	特 別 利 益		
償 却 債 権 取 立 益	14		固 定 資 産 処 分 益		
株 式 等 売 却 益	12,616	17,603	負 の の れ ん 発 生 益		
そ の 他 の 経 常 収 益	203		金 銭 の 信 記 運 用 益		
経 常 費 用	368,530	395,812	そ の 他 の 特 別 利 益		
資 金 調 達 費 用	17,667	27,551	特 別 損 失	0	0
預 金 利 息	17,623	27,452	固 定 資 産 処 分 損	0	0
給 付 補 填 備 金 締 入 額	43	96	減 損 損 失		
借 用 金 利 息			そ の 他 の 特 別 損 失		
売 渡 手 形 利 息			税 引 前 当 期 純 利 益	47,266	45,377
コ ー ル マ ネ ー 利 息			法 人 税 住 民 税 及 事 業 税	13,055	19,642
売 現 先 利 息			法 人 税 等 調 整 額	1,015	3,884
債 券 貸 取 引 支 払 利 息			法 人 税 等 合 計	14,070	23,527
そ の 他 の 支 払 利 息	0	1	当 期 純 利 益	33,196	21,849
役 務 取 引 等 費 用	36,507	37,354	緑 越 金 (当 期 首 残 高)	790,475	821,351
支 払 為 替 手 数 料	5,478	5,690	過 年 度 税 効 果 調 整 額		
そ の 他 の 役 務 費 用	31,028	31,663	当 期 未 处 分 剰 余 金	823,672	843,200

(記載上の注意)

1. 出資1口あたりの当期純利益 94円49銭

## 剰余金処分計算書

科 目	令和5年度	令和6年度	(単位:円)
当 期 未 处 分 剰 余 金	823,672,047	843,200,697	
緑 越 金 (当 期 首 残 高)	790,475,823	821,351,037	
過 年 度 税 効 果 調 整 額			
当 期 純 利 益	33,196,224	21,849,660	
積 立 金 取 崩 額			
剩 余 金 处 分 額	2,321,010	2,304,029	
法 定 準 備 金			
出 資 に 対 す る 配 当 金	2,321,010	2,304,029	(年2%の割合) (年2%の割合)
役 員 賞 与 金			
特 別 積 立 金			
退 職 給 与 積 立 金			
緑 越 金 (当 期 末 残 高)	821,351,037	840,896,668	

## 経理・経営内容

## 業務粗利益及び業務純益等

科 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	347,753	356,780
資金調達費用	17,667	27,551
資金運用收支	330,086	329,228
役務取引等収益	10,105	10,556
役務取引等費用	36,507	37,354
役務取引等収支	△ 26,401	△ 26,798
その他業務収益	40,822	40,844
その他業務費用	39,975	48,379
その他業務収支	846	△ 7,534
業務粗利益	304,531	294,896
業務粗利益率	1.31	1.26
業務純利益	46,616	30,961
実質業務純利益	46,616	30,961
コア業務純利益	48,943	43,900
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	48,943	43,900

- (注) 1. 資金調達費用に、金銭の信託運用見合費用はありません。  
 2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100  
 3. 業務利益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
 4. 実質業務純利益 = 業務純利益 + 一般貸倒引当金繰入額  
 5. コア業務純利益 = 実質業務純利益 - 国債等債券損益

## 受取利息及び支払利息

科 目	令和5年度	令和6年度
受 取 利 息	347,753	356,780
支 払 利 息	17,667	27,551

## 主要な経営指標の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	548,869	456,462	513,506	415,797	441,189
経 常 利 益	58,064	61,175	50,721	47,266	45,377
当 期 純 利 益	21,094	31,374	32,331	33,196	21,849
預 金 積 金 残 高	20,675,316	21,196,405	21,732,166	22,061,870	22,426,959
貸 出 金 残 高	8,957,789	9,280,595	9,634,263	9,662,416	9,476,504
有 価 証 券 残 高	9,916,022	10,339,475	10,064,795	10,210,751	10,013,760
総 資 産 額	25,306,246	25,329,907	23,469,416	23,797,290	23,958,169
純 資 産 額	1,475,217	1,474,490	1,207,182	1,385,625	1,242,006
自 己 資 本 比 率	8.21%	8.11%	8.16%	7.54%	8.26%
出 資 総 額	115,366	115,604	115,874	115,425	115,470
出 資 総 口 数	230,733	231,209	231,749	230,851	230,941
出資に対する配当金	2,281	2,293	2,297	2,321	2,304
職 員 数	25	25	23	25	24

- (注) 1. 残高計数は、期末日現在のものであります。  
 2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。  
 3. 令和元年10月より、出資金1口2,000円から1口500円に変更しています。

## 経費の内訳

科 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	164	164
物 件 費	90	97
税 金	2	1
経 費 合 計	257	263

## 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
		百万円	千円	%
資金運用勘定	5年度	23,083	347,753	1.50
	6年度	23,346	356,780	1.52
うち貸出金	5年度	9,402	164,991	1.75
	6年度	9,399	160,883	1.71
うち預け金	5年度	3,271	2,790	0.08
	6年度	3,385	8,312	0.24
うち有価証券	5年度	10,278	173,773	1.69
	6年度	10,429	183,474	1.75
資金調達勘定	5年度	22,095	17,667	0.07
	6年度	22,353	27,551	0.12
うち預金積金	5年度	21,901	17,666	0.08
	6年度	22,151	27,549	0.12
うち借用金	5年度	192	△ 2,836	△ 1.47
	6年度	200	△ 748	△ 0.37

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度24百万円、令和6年度25百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

(注) 資金調達勘定のうち借用金利息は、その他受入雑利息で勘定処理しております。

## 役務取引の状況

科 目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	10,105	10,556
受入為替手数料	3,779	4,169
その他の受入手数料	6,323	6,380
その他の役務取引等収益	2	6
役務取引等費用	36,507	37,354
支払為替手数料	5,478	5,690
その他の支払手数料	10,876	11,034
その他の役務取引等費用	20,151	20,629

## 総資産利益率等

区分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.19	0.18
総資産当期純利益率	0.14	0.09

経常(当期純)利益 =  $\frac{\text{総資産経常(当期純)利益率}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}} \times 100$

## 総資金利鞘等

区分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.50	1.52
資金調達原価率	1.16	1.30
総資金利鞘	0.34	0.22

## その他業務収益の内訳

項 目	令和5年度	令和6年度
外 国 為 替 売 買 益		
商品有価証券売買益		
国債等債券売却益	32	31
国債等債券償還益	4	3
その他の業務収益	3	5
その他業務収益合計	40	40

## 有価証券の評価損益

(単位:千円)				
種類	年度	帳簿価格(A)	時価(B)	評価損益(B)-(A)
有価証券	令和5年度	10,274,170	10,210,751	▲63,419
	令和6年度	10,298,548	9,997,160	▲301,387
金銭の信託	令和5年度			
	令和6年度			
デリバティブ等商品	令和5年度			
	令和6年度			

## 1店舗当たりの預金および貸出金残高

(単位:千円)		
区分	令和5年度末	令和6年度末
1店舗当たりの預金残高	11,030,935	11,213,479
1店舗当たりの貸出金残高	4,831,208	4,738,252

## 資金調達

預金種目別平均残高				
科目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	5,934,971	27.0	6,032,964	27.2
定期性預金	15,966,635	73.0	16,118,977	72.8
譲渡性預金				
その他の預金				
合計	21,901,607	100.0	22,151,942	100.0

## 預金者別預金残高

区分	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	19,790	89.7	20,111	89.7
法人	2,271	10.3	2,315	10.3
一般法人	2,036	9.2	2,088	9.3
金融機関				
公金	235	1.1	226	1.0
合計	22,061	100.0	22,426	100.0

## 預貸率・預証率の期末値及び期中平均値

(単位: %)				
区分		令和5年度	令和6年度	
預貸率	(期末)	43.79	42.25	
	(期中平均)	42.92	42.43	
預証率	(期末)	46.28	44.65	
	(期中平均)	46.93	47.08	

## 資金運用

## 貸出金種類別残高

科目	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	2,700	0.0	-	-
手形貸付	549,409	5.7	457,894	4.8
証書貸付	8,753,691	90.6	8,643,861	91.2
(うち固定金利扱い)	(5,377,666)	55.6	(5,160,584)	54.5
(うち変動金利扱い)	(3,376,025)	35.0	(3,483,277)	36.7
当座貸越	356,615	3.7	374,749	4.0
合計	9,662,416	100.0	9,476,504	100.0

## 貸出金種類別平均残高

科目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	1,562	0.0	1,799	0.0
手形貸付	593,740	6.3	463,963	4.9
証書貸付	8,519,660	90.6	8,592,640	91.4
当座貸越	287,133	3.1	341,488	3.7
合計	9,402,096	100.0	9,399,892	100.0

## 職員1人当たりの預金および貸出金残高

(単位:千円)		
区分	令和5年度末	令和6年度末
職員1人当たりの預金残高	882,474	934,456
職員1人当たりの貸出金残高	386,496	394,854

## 有価証券種類別残高

科目	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
国債				
地方債	49,715	0.5	336,455	3.4
社債	6,473,080	63.4	6,089,590	60.8
株式	92,629	0.9	59,625	0.6
その他の証券	3,595,327	35.2	3,528,089	35.2
合計	10,210,751	100.0	10,013,760	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

## 有価証券種類別平均残高

科目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	-	-	19,651	0.2
地方債	49,999	0.5	211,326	2.0
社債	6,412,929	62.4	6,540,365	62.7
株式	69,889	0.7	105,609	1.0
その他の証券	3,745,936	36.4	3,552,893	34.1
合計	10,278,754	100.0	10,429,845	100.0

## 預金科目別平均残高

科目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	96,095	0.4	76,723	0.3
普通預金	5,828,794	26.6	5,947,854	26.8
貯蓄預金				
通知預金				
定期預金	15,359,219	70.1	15,549,100	70.2</td

## 資金運用

## 有価証券の時価等情報

## 【満期保有目的の債券】

項目		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
国 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの						
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの						
	計						
地 方 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの						
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの						
	計						
短 期 社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの						
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの						
	計						
社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	300,000	303,340	3,340			
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの				500,000	483,400	▲16,600
	計	300,000	303,340	3,340	500,000	483,400	▲16,600
外 国 証 券	時価が貸借対照表計上額を超えるもの						
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの						
	計						
そ の 他	時価が貸借対照表計上額を超えるもの						
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの						
	計						
合 計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	300,000	303,340	3,340			
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの				500,000	483,400	▲16,600
	計	300,000	303,340	3,340	500,000	483,400	▲16,600

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれております。

## 【その他保有目的の債券】

項目		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株 式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	71,819	66,091	5,727	27,116	23,000	4,115
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	9,646	10,402	△756	32,209	46,698	△14,489
	計	81,465	76,494	4,970	59,325	69,699	△10,373
債 券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,307,960	2,288,306	19,653	444,360	444,113	246
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3,838,035	3,932,330	△94,295	5,481,685	5,653,181	△171,496
	計	6,145,995	6,220,636	△74,641	5,926,045	6,097,295	△171,250
国 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
	計						
地 方 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	49,715	50,000	△285	336,455	354,889	△18,434
	計	49,715	50,000	△285	336,455	354,889	△18,434
短 期 社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
	計						
社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,307,960	2,288,306	19,653	444,360	444,113	246
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3,788,320	3,882,330	△94,010	5,145,230	5,298,291	△153,061
	計	6,096,280	6,170,636	△74,356	5,589,590	5,742,405	△152,815
外 国 証 券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	916,875	871,622	45,253	361,398	326,019	35,378
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,060,857	1,119,073	△58,215	1,469,584	1,569,973	△100,388
	計	1,977,732	1,990,695	△12,962	1,830,982	1,895,993	△65,010
そ の 他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	657,816	586,959	70,856	916,157	854,293	61,864
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	596,015	647,657	△51,642	780,933	880,966	△100,033
	計	1,253,831	1,234,617	19,214	1,697,090	1,735,260	△38,169
合 計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,954,470	3,812,979	141,490	1,749,032	1,647,427	101,604
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	5,504,554	5,709,463	△204,909	7,764,411	8,150,820	△386,408
	計	9,459,024	9,522,443	△63,419	9,513,443	9,798,248	△284,804

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれております。  
3. 重要性が乏しく、評価損益が無いものについては貸借対照表計上額から除いております。

## 貸出金業種別残高、構成比

(単位:千円、%)

業種別	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	279,250	2.9	207,647	2.2
農業・林業	89,863	0.9	73,692	0.8
漁業	496,699	5.1	406,736	4.3
鉱業・採石業・砂利採取業				
建設業	543,271	5.6	493,411	5.2
電気・ガス・熱供給・水道業	156,700	1.6	137,464	1.5
情報通信業				
運輸業・郵便業	41,684	0.4	57,124	0.6
卸売業・小売業	527,104	5.5	466,782	4.9
金融業・保険業	30	0.0		
不動産業	75,400	0.8	71,019	0.7
飲食業	157,675	1.6	164,230	1.7
生活関連サービス業・娯楽業	10,236	0.1	8,526	0.1
その他のサービス	591,047	6.1	572,088	6.0
その他	177,023	1.8	175,885	1.9
小計	3,145,986	32.6	2,834,609	29.9
地方公共団体			6,100	0.1
雇用・能力開発機構等				
個人(住宅・消費・納税資金)	6,516,430	67.4	6,635,795	70.0
合計	9,662,416	100.0	9,476,504	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 貸倒引当金内訳

(単位:千円)

項目	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	28,145	△419	27,522	△622
個別貸倒引当金	58,820	△3,863	44,037	△14,782
貸倒引当金合計	86,965	△4,283	71,560	△15,405

## 貸出金の償却状況

(単位:千円)

項目	令和5年度末	令和6年度末
貸出金償却額	-</	

## 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分	年 度	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金 引 当 率 (C)/(A-B)
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権額	令和5年度	50	33	16	50	100.0	100.0
	令和6年度	64	54	10	64	100.0	100.0
危険債権額	令和5年度	126	117	7	125	99.3	89.7
	令和6年度	129	114	9	124	96.2	66.9
要管理債権額	令和5年度	186	73	34	107	57.7	30.1
	令和6年度	144	47	24	71	49.6	24.8
三月以上延滞債権額	令和5年度	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	令和5年度	186	37	34	107	57.7	30.1
	令和6年度	144	47	24	71	49.6	24.8
小 計	令和5年度	363	224	58	283	77.9	43.3
	令和6年度	337	216	44	260	77.0	36.2
正 常 債 権	令和5年度	9,312					
	令和6年度	9,146					
総 与 信 残 高	令和5年度	9,676					
	令和6年度	9,484					

区 分	年 度	比 率
不 良 債 権 比 率	令和5年度	3.757%
	令和6年度	3.561%

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
- 金額は決算後(償却後)の計数です。

## リスク管理方針・体制について

## I 基本方針

金融機関の業務が自由化の進展の中で、ますます多様化、複雑化してきており、それに伴い業務遂行上管理しなければならないリスクも幅広い分野にわたって増大し、信用組合の経営に影響を与えています。そのため各種リスクを從来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して、健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。そうした中で当組合は、「第12次中期2ヵ年経営計画」を踏まえ、リスク管理を経営の最重要課題として位置付け、また高いレベルでの統合リスク管理を行うことにより、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い収益力の強化を図るという「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指すこととし、令和7年度は下記のようなリスク管理方針を臨むこととしています。

## 1.統合的リスク管理

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的としています。現在の金融機関のあり方は、経営の健全性を確保し、経営戦略、規模及びリスクの特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢の構築が求められ、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、その総体的なリスクに照らし質・量ともに十分な自己資本を維持していくことが必要です。

そのためには、自己資本管理を徹底し、当組合の規模・特性に合わせた高いレベルでの統合的なリスク管理を徹底して行っていくこととしています。(その手法等については、(2)市場関連リスクに記載)

## 2.コンプライアンスについて

金融機関の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることで顧客からの信頼を確立していきます。またコンプライアンスを実現させるための実施計画であるコンプライアンス・プログラムを定期的に見直し、それを役職員が遂行する上で具体的な手順を定めたコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し周知徹底していくこととしております。

## 3.利用者保護

①顧客の知識、経験、財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明、その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する規則を作成し、職員に対して研修その他の当該規則・規程等に基づいて業務が行われる態勢の整備を行っております。

②与信取引に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能に関する態勢の整備と研修等により職員等の説明態勢を一層強化していきます。

## 4.リスク管理体制及び新自己資本比率(市場規律)に係る開示

金融機関を取り巻く環境や業務の変化などに伴い、経営に重大な影響を及ぼすリスクも多様化・複雑化しており、経営においてリスク管理の重要性が増大しています。当組合は健全な経営を維持・継続していくために、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

## 新自己資本比率(市場規律)に基づく自己資本の充実状況

## ①自己資本調達手段の概要

当組合は優先出資法に基づく優先出資は発行しておらず、自己資本調達手段は普通出資金のみです。令和6年度の出資金総額は115,470千円となっております。

## ②自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和6年度の自己資本額は14億7千4百万円、自己資本比率は8.26%となり、国内基準である4%を上回っており、自己資本は充実していると考えております。今後も引き続き、適切に純利益をあげることにより、内部留保を高めてまいります。

## (1)信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況悪化等により保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合は経営上の重要課題として認識している収益構造の改善(預貸率アップ、預証率ダウン)を図る目的で、積極的に融資の推進を引き続き行っていきます。

また日本経済は、少子高齢化による人口減少や企業の減少、所得の減少等々から停滞し、今後も不良債権の発生・増加が懸念されている中、自己破産等も年々増加の傾向にあります。これらを踏まえると、信用リスク管理は今後も細心の注意を払うことが必要であることから、下記の事項を順守しながら取り組むこととしています。

A.貸出の5原則(公共性、収益性、流動性、安全性、成長性)に照らし、その妥当性を明確にする。

B.小口多数の原則に基づき、特定業種、特定取引先(大口先)、特定地域に集中する融資は回避する。

C.公序良俗違反など不法な資金使途、無権貸付(分割貸付)、浮き貸し、情実融資等の厳禁。

また利息制限法、過度の歩積、両建預金の強要などの法規制厳守。

D.融資受付段階で資金使途の明確化、経営実態、返済財源の検討を確実に実施する。反社会的勢力またはこれに準ずる人物の排除。

E.営業店は融資に関する手続・関係法規の修得に日々努めるとともに、業務において不明な点は、自ら手続き・法規(規定)により確認する。

F.融資取引についての顧客への重要事項等の説明態勢の構築。

G.融資実行後も定期的に訪問するなどして、自分の目で見て、実態把握につとめること。また融資先の異常、特に延滞発生については見過ごさずなく直ちに対応する。延滞開始直後から段階を追った着実な回収手段を講じる。

H.営業店の一次審査、本部における二次審査でも裁否の理由をはっきりさせ互いに議論を尽くす。大口融資先をはじめ必要な案件は理事会に諮り方針を明確にする。

I.融資先の自己査定は、各々の部署で適正に行うと共に、営業店は融資先の個別のリスクを自己査定や徴収資料により把握し、対応策を講じる。

特に要管理債権先以下の問題債権については、より具体的な対策を検討・立案し、営業店、本部が連携して計画的に進めること。

J.融資対応能力、審査能力の向上を期した研修を計画的に実施する。

K.個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的を特定し、本人の意思を確認し同意を得ること。

●融資面における信用リスクとは、取引先の経営悪化により貸出した資金の元本または利息の回収ができなくなり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、預金担保貸出及び保証会社保証の定型ローンを除く全ての貸出について、事業計画、資金使途、返済能力、担保評価などについて詳細に亘って、営業店、本部、理事長までが個別に稟議し決裁を受けることとしております。



さらに、必要な先については連帯保証人や不動産担保を差し入れていただき、一先や同一業種へ偏らないように注意を払っています。その他、高知県信用保証協会、愛媛県信用保証協会、民間の保証会社の保証を付ける方法も行っています。(貸出金業種別・担保別残高参照)

融資に伴うリスクについては「信用リスク管理およびクレジットポリシー」で融資姿勢の適正化、貸出金の管理の強化を図っており、職員の資質向上についても通信教育の実施、各種研修会への参加等積極的に取組んでいます。

また、資産の実態把握(自己査定)も信用リスク管理の一環であり、企業会計原則などに基づいた適正な償却・引当を行うため、各担当者(営業店担当、総務課担当者)が一次査定を行い、プロジェクトチーム(総務課、企画推進課、常勤役員)が二次査定を行い、検証の上、理事会に報告しています。

#### (2) 市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、負債及びオーバランス取引の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。(それに付随する信用リスク等の関連リスクを含み「市場関連リスク」とする。)

分類	格付機関
国内債	日本格付投資情報センター(R&I)
外国債券	日本格付研究所(JCR) スタンダード&プアーズ社(S&P) ムーディーズ社(MOODYS)

※有価証券(債券の種類ごと)に対するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、上記の格付機関を利用(※非依頼格付(勝手格付)を除く)しております。

なお、エクスポートジャーナルの種類ごとに適格格付機関を使い分けることは行っておりません。

市場関連リスクは以下の3つのリスクからなります。

#### ① 金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は、期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少ないし損失を被るリスク

当組合においては、金利リスクについて定期的な評価・計測を行い、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。さらに、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。)について経済的価値の変動額である△EVEを計測しております。なお、当組合は四半期末日を基準日として、四半期で金利リスクを計測しております。

#### ② 価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク。

#### ③ 為替リスク

外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失を被るリスク。

当組合は、金利上昇リスク、株価変動リスク等にさらされていることから、バーゼルⅢへの対応、さらなる市場リスク管理態勢と金利リスク計測手法を強化し資産の健全性と収益の向上に積極的に取組んでいます。

また金利変動に伴う金利リスク、債券、株式などの価格変動がもたらす価格変動リスクに重点を置き、それらが自己資本に与える影響等を把握し、その改善策を実行できる態勢作りや安定した適正収益を確保するための体制の充実に努めています。

そのため毎週水曜日の金利・資金運用検討会(各種金利・預け金、有価証券の運用を検討し、金利設定、資金繰り等の決定を行う)でも、SKCセンターのALMシステム(資産・負債の総合管理)と日興NBAシステム等を有効活用し、より効果的な運用を行うよう検討・協議を重ねながら、あわせて独創的な運用にならないように相互牽制を図っています。

さらに隨時、理事会に報告、審議を行い、迅速で的確な対応が取れる統制された体制を構築することとしています。

#### (3) 出資又は株式等エクスポートジャーナルに関するリスク

##### ● 出資又は株式等エクスポートジャーナルに関するリスク管理方針

前述のリスク管理方針を基本に「余裕資金運用規程」等の規程・要領類において、格付けの保有限度額、ソブリン債の保有限度額などを検証し、ロスカットルールに該当したものやその他重要な報告事項が発生した場合は、理事会に報告し、牽制機能を働かせ、適切かつ安全な運用を目指しています。

#### (4) 流動性リスク

流動性リスクは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

平成17年4月よりのペイオフが全面解禁されたことにより、流動資金の円滑な確保には重点的に配慮しています。

具体的には、当組合は本部関係者による、毎週水曜日の金利・資金運用検討会において、週・月単位の資金繰り、金利見通し、市場リスク・流動性リスクの状況および資産・負債のバランス等を総合的に検討した上、資金の調達・運用方針を決定しています。

また、「余裕資金運用規程」を遵守し、当組合の自己資本、収支状況および市場環境を勘案のうえ、計測、管理が適切、且つ相互牽制が働くよう配慮しています。

#### (5) 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な仕事を怠る。あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

平成17年4月にペイオフが全面解禁となったことで、不祥事件や風評リスクにさらされることが無いように適正な事務処理をおこない、より一層顧客の信頼を得るために活動(重層訪問等)を行うことや規程に沿った事務処理をおこなうこととしています。

さらに事務処理ミスの早期発見及び事故の未然防止のために各店に於いての監査体制(内部監査、自店検査)の充実・強化に努めています。

このため具体的には

- 1) 得意先業務取扱規程の遵守、定着化を図る。
- 2) 事務リスク管理規程に基づき預金規程集やその他諸規程の遵守状況を点検し指導体制を強化する。
- 3) 内部検査等を充実させ事務上のミスや不正防止策を講じていく。
- 4) 定期的な事務取扱研修や、必要に応じた事務管理指導、人事ローテーション、連続休暇などにより、事務水準の向上、事故防止策を図る。
- 5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスクに対応する態勢整備が急がれており、規程・マニュアルの改正整備と営業店への周知、職員の対応能力強化を目的とするAML資格取得等を講じていく。そして、顧客リスク格付けを実施し、継続的顧客管理態勢を整備して、顧客の取引目的・内容に応じて検証を実施することで、同リスクの低減を図っていく。

#### (6) システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの停止・誤作動、不正使用などにより、信用組合業務の遂行、顧客へのサービス提供に支障をきたしたり、その結果として有形無形の損失を被るリスクをいいます。

具体的には、共同センターに加盟していますが、不測の事態(障害、火災、地震、出水等)が発生した場合を想定し、トラブル発生時の記録、防犯・防災組織(組織図、緊急連絡網)を整備し管理責任者を定めています。

又、防犯、防災組織の形骸化を防ぐため、組織の適切な見直しや周知徹底を行なっています。

さらに役職員全員が、システムリスク管理規程、緊急時対応マニュアルに基づいて、システム不備への対応をおこない、顧客へ不快感・不信感を与えないように対処するものとしています。

また緊急時に備えての現金の搬送方法の見直しも行っています。

#### (7) 法務リスク

法務リスクとは、組合経営、組合取引等にかかる法令・組合内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為(以下、「法令等遵守違反行為」という。)が発生することで当組合の信用の失墜を招き、当組合が損失を被るリスクをいいます。

具体的には、次のリスクのことをいいます。

- (1) 法令等の制定・改正に伴うリスク
- (2) 新商品の販売・新規業務の開始等に伴うリスク
- (3) 各種契約の締結・更改に伴うリスク
- (4) 苦情・トラブルに伴うリスク
- (5) 組合内規程・要領等の策定・改廃に伴うリスク
- (6) 通達・事務連絡の発出に伴うリスク
- (7) ポスター、チラシ等の作成に伴うリスク
- (8) その他コンプライアンスに関するリスク

これらへの対応として、コンプライアンス委員会は、それぞれの役割に従い、下記に定める手法にてリスク管理を行っています。

- (1) 各部店の業務執行に伴うリーガルチェック
- (2) 各部店の業務執行状況の法令等遵守違反行為についてのモニタリング
- (3) 法令等遵守違反行為に関する報告体制の構築と推進
- (4) コンプライアンスに関する情報収集とその周知徹底
- (5) 役職員に対するコンプライアンス啓蒙活動
- (6) その他の検証

#### (8) レピュテーションリスク(風評リスク)

レピュテーションリスク(風評リスク)とは、金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など金融機関の風評を形成する内容が劣化し、顧客からみて金融機関への安心度、親密度が損なわれることにより、金融機関の風評が低下するリスクをいいます。

金利・資金運用検討会および本部は、リスク管理の基本方針に基づいて、不断にモニタリングを行い、当組合の風評に影響を及ぼすと思われる事項について、相互に協力して情報を収集し、風評リスク管理に反映することとしています。

#### II. リスク管理の体制と関連規定

- (1) 各種リスクを統括する部門は総務課とし、総務課の所管する業務の検査、検証等は、代表理事が任命した者が当たることとしています。
- (2) リスク管理業務に係る規程は、順次整備していくこととし、当面は「リスク管理規程」の他、下記の規程を関係する役職員に周知し規程遵守の状況を検証していきます。
- (3) 当組合では事務処理の指針となる規程・要領などの整備・改善を行い、職員への周知徹底を図るとともに、本部による臨店検査、営業店による自店検査や監事による監査の実施など組合内部での相互牽制機能を高めることにより、事務リスク発生の未然防止に取組んでいます。
- (4) 各種リスクのうちオペレーション・リスク相当額の算出方法は次のとおり計算しております。  
令和5年度…基礎的手法により、過去3年間の業務粗利益の平均値をベースとし、その15%相当額としております。  
令和6年度…標準的計測手法かつILMを「1」として算定しております。

##### \* 市場関連リスク関係

市場関連リスク管理規程、余裕資金運用規程  
有価証券の保有区分規程  
有価証券減損処理規程、職務権限規程

##### \* 流動性リスク関係

余裕資金運用規程  
コンテンジエンシープラン(ペイオフ)  
ペイオフ解禁対策マニュアル  
ペイオフ関係危機管理計画  
流動性リスク管理マニュアル  
緊急時対応マニュアル

##### \* システムリスク関係

コンテンジエンシープラン(コンピューター)  
システムリスク管理規程、緊急時対応マニュアル  
オンラインシステム障害対応要領

##### \* 事務リスク関係

業務方法書、貸出事務取扱について  
検査規程、内部検査規程、自店検査要領  
預金事務取扱規程他通達及び取扱要領  
鍵管理規程、金庫室鍵管理規程、法令遵守管理規程  
得意先業務取扱規程、得意先活動行動マニュアル  
事務リスク管理規程、連続休暇規程  
コンテンジエンシープラン(危機管理対策要領)  
危機管理規程

##### \* レピュテーションリスク(風評リスク)

風評リスク管理要領

##### \* 法務リスク関係

法務リスク管理要領

## 事業年度の開示事項

## (1) 自己資本の構成に関する事項

項目	令和5年度	令和6年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,430	1,449
うち、出資金及び資本剰余金の額	115	115
うち、利益剰余金の額	1,316	1,336
うち、外部流出予定額(△)	2	2
うち、上記以外に該当する者の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	28	27
うち、一般貸引当金コア資本算入額	28	27
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	1,458	1,477
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	3	2
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	2
線延税金資産(一時差異に係るもの)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	-	-
うち、線延税金資産(一時差異に係るものに限る)に該当する ものの額	-	-

(単位:百万円)

特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	-	-
うち、線延税金資産(一時差異に係るものに限る)に該当する ものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(口)	3	2
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,454	1,474
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	18,644	17,276
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合 計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポート	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額をハーバーセントで除して得た額		
勘定間の振替分	-	-
オペレーション・リスク相当額の合計額をハーバーセントで除して得た額	644	576
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーション・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	19,288	17,852
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(二))	7.54%	8.26%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の総合計※1	18,641	745	17,275	691
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	18,185	727	16,936	677
(i)ソブリン向け	113	4	60	2
(ii)金融機関向け	939	37	1,137	45
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			-	-
(iii)カバード・ボンド向け	4,726	189	2,253	90
(iv)法人等向け	1,299	51		
(v)中小企業等・個人向け			1,565	62
(vi)中堅中小企業等・個人向け			42	1
トランザクター向け				
(vii)抵当権付住宅ローン	408	16		
(viii)不動産取得等事業向け	200	8		
(ix)不動産関連向け			2,561	102
自己居住用不動産向け			2,561	102
賃貸用不動産向け			-	-
事業用不動産関連向け			0	0
その他不動産関連向け			-	-
ADC向け				
(x)劣後債権及びその他資本性証券等			3,144	125
(xi)三月以上延滞等				
(xii)延滞等向け			35	1
(xiii)自己居住不動産等向けエクスポート			13	0
(xiv)出資等	764	30		
出資等のエクスポート	648	25		
重要な出資のエクスポート	115	4	-	-
(xv)株式等			486	19
(xvi)重要な出資のエクスポート			-	-
(xvii)他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート	4,904	196	4,067	162
(xviii)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	130	5	130	5
(xix)その他	4,698	187	1,416	56
② 証券化エクスポート	0	0	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	456	18	339	13
ルック・スルー方式	456	18	339	13
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1,250%)	-	-	-	-
④ 未決済取引	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたもの	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額をハーバーセントで除して得た額(簡便法)	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関連エクスポート	-	-	-	-
ロ. オペレーション・リスク相当額の合計額をハーバーセントで除して得た額	644	25	576	23
BI	-	-	-	-
BIC	-	-	-	-
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	19,288	771	17,852	714

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポート・リージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上の延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポート・リージャー及び「ソブリン向け」、金融機関及び第一種金融商品取引業者向け、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポート・リージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポート・リージャーのことです。
  - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行なうこと
  - ③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポート・リージャーです。具体的には不動産投資信託、有形固定資産、株式、投資信託等が含まれます。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーション・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$
---

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーションナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。  
10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

10. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4

### (3) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。  
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

#### (4) 信用リスクに関する事項

#### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

### ＜地域別・業種別・残存期間別＞

エクスポート・エクスポート区分※2		信用リスクエクスポート期末残高※3								三月以上 延滞 エクスポート	延滞 エクスポート
地域区分※2 業種区分 期間区分				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオプ・バランス取引		債券※6		デリバティブ取引		三月以上 延滞 エクスポート	延滞 エクスポート
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国 内		20,479	19,529	12,100	11,762	8,379	7,767	—	—	—	337
国 外		1,831	2,246	—	—	1,831	2,246	—	—	—	—
地 域 別 合 計		22,310	21,775	12,100	11,762	10,210	10,013	—	—	—	337
製 造 業		1,892	1,327	279	207	1,613	1,119	—	—	—	—
農 業・林 業		89	131	89	73	—	57	—	—	—	—
漁 業		496	406	496	406	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		639	803	543	493	96	310	—	—	—	25
電気・ガス・熱供給・水道業		1,251	844	156	137	1,095	706	—	—	—	—
情 報 通 信 業		195	307	—	—	195	307	—	—	—	—
運 輸 業・郵便業		361	364	41	57	320	307	—	—	—	—
卸 売 業・小 売 業		901	1,096	527	466	374	629	—	—	—	99
金 融 業・保 険 業		1,686	1,103	0	0	1,686	1,103	—	—	—	—
不 動 产 業		770	630	75	71	695	559	—	—	—	—
飲 食 業		157	164	157	164	—	—	—	—	—	29
生活関連サービス業・娯楽業		189	223	10	8	179	214	—	—	—	0
そ の 他 の サ ー ビ ス		591	572	591	572	—	—	—	—	—	73
そ の 他 の 産 業		177	175	177	175	—	—	—	—	—	9
国・地方公共団体		49	6	—	6	49	—	—	—	—	—
個 人		6,516	6,635	6,516	6,635	—	—	—	—	—	98
そ の 他		6,345	6,982	2,443	2,283	3,902	4,695	—	—	—	—
業種別合計		22,310	21,775	12,100	11,762	10,210	10,013	—	—	—	337
1 年 未 満		851	624	351	264	500	360	—	—	—	—
1 年 以 上 3 年 未 満		933	1,157	228	220	705	936	—	—	—	—
3 年 以 上 5 年 未 満		1,487	1,161	187	181	1,300	980	—	—	—	—
5 年 以 上 7 年 未 満		756	682	359	340	397	341	—	—	—	—
7 年 以 上 10 年 未 満		1,761	2,114	1,420	1,324	341	790	—	—	—	—
10 年 以 上		12,012	10,861	6,758	6,770	5,254	4,090	—	—	—	—
期間の定めのないもの		4,504	5,173	2,794	2,660	1,710	2,513	—	—	—	—
そ の 他		0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計		22,310	21,775	12,100	11,762	10,210	10,013	—	—	—	337

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。  
尚、同表の「その他」欄には当座貸越等のコミットメント与信相当額の未使用額2,069百万円と現金208百万円が含まれます。

2. 「三ヶ月以上延滞エクスポートレーニング」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポートレーニングのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポートレーニングのことです。  
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。  
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」には、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分・期間区分等に分類することが困難なエクスポートレーニングです。具体的には投資信託1,248百万円、その他の証券448百万円等が含まれます。

5. CVAリスク及び中央清算機関連エクスポートレーニングは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### 口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	28	-	-	0	28
	令和6年度	28	-	-	0	27
個別貸倒引当金	令和5年度	62	0	-	4	58
	令和6年度	58	7	3	18	44
合計	令和5年度	91	0	-	4	86
	令和6年度	86	7	3	18	71

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金、偶発損失引当金等を一般貸倒引当金あるいは、個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

#### 八、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	目的	使用	その	他	目的	使用	その	他	目的	使用	目的	使用
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・探石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	34	34	—	—	—	—	—	—	10	34	24	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他サービス	6	3	—	7	—	3	3	—	3	7	—	3
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	21	21	0	0	—	—	1	8	21	12	—	—
合計	62	58	0	7	—	3	4	18	58	44	—	3

(注) 1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	208	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	163	-	57	-	57	100%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	355	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	13	-	2	-	2	100%
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,401	-	1,137	-	1,137	100%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
カバート・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	3,518	108	2,253	10	2,253	100%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,291	1,960	1,565	102	1,565	94%
トランザクター向け	101	1,015	42	95	42	31%
不動産関連向け	4,810	-	2,561	-	2,561	100%
自己居住用不動産等向け	4,810	-	2,561	-	2,561	100%
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	0	-	0	-	0	100%
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	3,144	-	3,144	-	3,144	100%
延滞等向け（自己居住用不動産向けを除く。）	27	-	35	-	35	100%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	16	-	13	-	13	100%
取立未済手形	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	1,013	-	51	-	51	100%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	872	-	872	-	872	100%
合計					11,737	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポートジャーナルのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

トト、標準的手法が適用されるエクスボーダーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																														
	0 % %	10 % %	15 % %	20 % %	25 % %	30 % %	31. 25 % %	35 % %	37. 5 % %	40 % %	43. 75 % %	45 % %	50 % %	56. 25 % %	60 % %	62. 5 % %	70 % %	75 % %	80 % %	85 % %	90 % %	93. 75 % %	100 % %	105 % %	110 % %	112. 10 % %	130 % %	150 % %	250 % %	400 % %	その他
2024年度																															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,214		
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	12	-	19	-	-	-	-	-	-	95	462	-	-	-	-	-	680	-	-	-	898	-	-	-	-	-	-	2,166		
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95		
不動産関連向け	-	3	-	441	199	538	-	-	-	585	-	369	-	-	-	-	-	2,555	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,760		
自己居住用不動産等向け	-	3	-	441	199	538	-	-	-	585	-	369	-	-	-	-	-	2,555	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,760		
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27		
自己居住用不動産等向けエクスポートナーに係る延滞	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	15		
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
信用保証協会等による保証付き	494	515	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,009		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	494	534	-	461	199	538	-	-	-	585	-	95	832	-	-	-	-	2,555	751	-	1,214	-	-	924	-	-	-	14	-	9,196	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

## ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告知で定めるリスク・ ウェイト区分※1 (%)	エクspoージャーの額※2	
	令和5年度	
	格付適用有り※3	格付適用無し
0%	50	1,204
10%	—	532
20%	1,392	3,330
35%	—	1,165
50%	2,955	470
75%	—	1,455
100%	2,663	6,207
150%	—	0
250%	1,961	245
1,250%	—	—
その他	—	—
合 計	9,023	14,612

- (注)1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2.エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3.コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスク及び中央清算機関  
4.関連エクspoージャーは含まれておません。

## (5) 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー※1

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法※2	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		633	793	13	85	—	—
① ソブリン向け		8	21	—	—	—	—
② 金融機関向け		—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—
③ カバード・ボンド		—	—	—	—	—	—
④ 法人向け		225	120	—	—	—	—
⑤ 中小企業等・個人向け		385	—	13	—	—	—
⑥ 中堅中企業・個人向け		—	644	—	85	—	—
⑦ 抵当権付住宅ローン		14	—	—	—	—	—
⑧ 不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
⑨ 不動産関連向け		—	7	—	—	—	—
自己居住用不動産向け		—	7	—	—	—	—
賃貸用不動産向け		—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
ADC向け		—	—	—	—	—	—
⑩ 劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
⑪ 三ヶ月以上延滞等		—	—	—	—	—	—
⑫ 延滞等向け		—	—	—	—	—	—
⑬ 自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
⑭ 出資等		—	—	—	—	—	—
出資等のエクspoージャー		—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクspoージャー		—	—	—	—	—	—
⑮ 株式等		—	—	—	—	—	—
⑯ その他		—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー)を含みません。  
3. 「その他」とは、①～⑯に区分されないエクspoージャーです。具体的には不動産投資信託、有形固定資産、株式投信等が含まれます。

(単位:百万円)

告知で定めるリスク・ ウェイト区分※1 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重 平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
令和6年度				
40%未満	3,369	—	—	3,369
40%～70%	4,691	1,015	9.3	4,785
75%	1,181	903	0.5	1,087
80%	—	—	—	—
85%	1,305	108	9.9	1,214
90%～100%	6,111	41	4.4	5,973
105%～130%	—	—	—	—
150%	15	—	—	15
250%	4,570	—	—	4,570
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	21,244	2,069	—	21,016

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用による「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

## (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

項 目	担保による信用リスク削減手法の効果 を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果 を勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1. 派生商品取引合計	141	130	0	1
(1) 外国為替関連取引	138	128	0	1
(2) 金利関連取引	0	0	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	2	1	0	0
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
2. 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	141	130	0	1

(注) 当組合では、上記の商品について直接の取扱いは行っておりませんが、当組合の購入している一部の投資信託において、派生商品取引が存在しております。

## (7) 証券化エクspoージャーに関する事項 該当なし

## (8) 出資等エクspoージャーに関する事項

### イ・貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分※1	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	92	92	59	59
非上場株式等	130	130	130	130
合 計	222	222	189	189

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクspoージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクspoージャーについては、含んでおりません。

### ハ・貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

評 価 損 益	令和5年度	令和6年度
	—	—
評 価 損 益	—	—

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### 二・貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

評 価 損 益	令和5年度	令和6年度
—	—	


<tbl\_r cells="2" ix="2" maxcspan="1" max

## (9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	182	339
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

## (10)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

順番		イ		ハ		ニ	
		$\triangle$ EVE		$\triangle$ NII			
		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末		
1	上方パラレルシフト	549	485	15	11		
2	下方パラレルシフト	0	0	11	0		
3	ステイプル化	479	443				
4	フラット化	0	0				
5	短期金利上昇	6	0				
6	短期金利低下	0	6				
7	最大値	549	485	15	11		
	ホ			ヘ			
	令和5年度末			令和6年度末			
8	自己資本の額	1,454		1,474			

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から $\triangle$ NIIを開示することとなりました。

## 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\triangle$ EVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5.00年
- (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提  
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約の考慮はしておりません。
- (e) 複数通貨の集計方法及びその前提  
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した $\triangle$ EVEが正となる通貨のみを対象しております。

- (f) スプレッドに関する前提  
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- (g) 内部モデルの使用等、 $\triangle$ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\triangle$ EVEは、保有有価証券の長期化や資産勘定の増加により、前年度から4百万円減少しております。
- (i) 計測値の解釈や重要性に関する説明  
 $\triangle$ EVEについては、当組合の資産運用状況から、金利リスクテイクの度合いが高いことを踏まえ、自己資本の余裕等との関係に照らし、四半期毎に計測値を算出し管理しております。

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月18日

宿毛商銀信用組合

理事長 松田 還

## 法令等遵守体制について

「コンプライアンス(法令等遵守)」とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることをいいます。

中小企業等協同組合法をはじめ、民法、商法、刑法等の法律を守ることはいうまでもなく、金融業務において、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネーロンダリングの防止・本人確認、預金名寄せデータの整備、個人情報保護など、多くの法令やルールがあるが、これらを厳格に遵守しなければなりません。さらにルール以前の問題として、金融業務の公共性の点からみても社会的規範を逸脱した場合は、信用が最大の財産ともいえる信用組合にとって大きなダメージとして跳ね返ってきます。

当信用組合は過去の行政措置を厳しくも最大の教訓としなければなりません。

こうした認識のもとにコンプライアンス態勢の構築および実践を経営の最重要課題と位置づけ、当信用組合のコンプライアンスを実現するための実践計画としてコンプライアンス・プログラムを制定しています。

## 1. 遵守すべき法令等

当組合の役職員は、金融機関に従事する者として法令・規則などを遵守することはもとより、社会的規範を全うしなければならない。その具体的手引書が「コンプライアンス・ハンドブック(コンプライアンス・マニュアル)」であり、全役職員はその趣旨を十分理解し日々実践に努めています。  
なお、コンプライアンス・ハンドブックは、法令等の制定・改廃および社会規範の変化に対応し実効性を確保するため、原則として年度ごとに見直しを行っています。

## 2. コンプライアンス実践体制の整備

当組合は、コンプライアンスの実践を確保するため、組織および分掌等を次のとおり定める。

## (1)組織の整備

コンプライアンス委員会は理事長他役職員11名で構成する。コンプライアンス統括部署は本部とし、本部及び各営業店にコンプライアンス担当者を配置しています。

## ①コンプライアンス委員会の役割

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| コンプライアンス・プログラム<br>制定・改廃案の作成          | コンプライアンス・ハンドブック(コンプライ<br>アンス・マニュアル)制定・改廃案の作成 |
| コンプライアンス・プログラムの進捗状<br>況・達成状況のフォローアップ | 理事会に対する報告事項の検討・決定                            |

## ②コンプライアンス統括部門の役割

- |                              |                              |                           |               |
|------------------------------|------------------------------|---------------------------|---------------|
| コンプライアンスに係わる企画・立案・<br>推進     | 委員会の開催・議案・検討課題の具<br>体化       | 理事会等への報告案作成               | 進捗状況のフォローアップ  |
| 法務関連情報の収集・管理                 | コンプライアンス全般に関する研修・啓<br>蒙活動の実施 | コンプライアンス違反行為の再発防止<br>策の検討 | 業績評価と人事考課への反映 |
| コンプライアンス全般に関する相談窓口           | コンプライアンス委員会議事録の作成・<br>保管     | コンプライアンス担当者の職務            | 実施状況のモニタリング   |
| コンプライアンス関連文書等の周知徹底           | 職員からの相談・質問の窓口(常識的な<br>判断必要)  | 総括部門への報告・相談               | コンプライアンスの啓蒙活動 |
| 営業店での研修の実施、同内容の記録<br>(営業店日誌) |                              |                           |               |

## (2)報告体制の整備

## ①組合内部関係

役職員のコンプライアンス関連事項相談・報告は、「コンプライアンス体制組織図」の通り、原則としてコンプライアンス担当者を通じて行うものとするが、状況に応じ、総務部に直接行うことができるものとしています。

なお、相談・報告は、必要に応じて書面によるものとしています。

## ②対外関係

A、外部とのトラブル及び苦情については、様式「苦情・要望処理簿」に記録し、本部に報告しています。

イ、反社会的勢力に対する対応等については、日頃業務上のミスの発生を防止するなど反社会的勢力の付け入る隙をなくすることが重要であるが、介入された場合は、断固とした姿勢で臨むとともに、状況に応じ直ちに総務部に通報・相談し、敏速かつ適切な対応策を講じる。対応結果は記録し、本部に報告するものとします。

また反社会的勢力に対する定義、対処方針等についてはコンプライアンス・マニュアルを参照しています。

なお、必要に応じ、警察への協力を要請し、また、監督官庁への報告を行います。

## (3)規程類の整備

コンプライアンス・マニュアル、倫理規程等コンプライアンス推進関連規程類の制定・改廃はもとより、組合業務執行上必要とする各種規程類及び各種取扱要領の制定・改廃を行い、「規程類体系」に沿って規程類の見直し・整備を図っています。

## 3. コンプライアンスに関する研修の強化

企業倫理及び法令等の厳格な遵守(コンプライアンス)を組合全体に浸透させる必要があるので、次の施策を通じ知識及び意識の向上に努めています。

①営業店の朝礼時にコンプライアンス・ハンドブック(組合策定)の輪読を行っています。

②職員を対象にコンプライアンス通信講座の受講及び検定試験の受験を実施しています。

③部外実施のコンプライアンス研修会に可能な範囲で参加しています。

④コンプライアンス担当者を中心とし、事例研究会(討論形式)を開催しています。

⑤代表理事を講師として研修に参加させ、他の理事も積極的に関与することとし、法令遵守に対する認識、意識の向上に努めています。

## 4. コンプライアンス・プログラムの策定

コンプライアンス・プログラムの策定及び改正は、理事会の議決による。なお、コンプライアンス・プログラムの策定は、年度ごとに行っています。



## 主要な事業内容

## 預金業務

普通預金	貯蓄預金	当座預金	通知預金	納税準備預金
定期預金（スーパー定期・大口定期・期日指定定期・年金優遇定期等）				
定期積金	総合口座	決済用預金		



## 融資業務

個人ローン	教育ローン	マイカーローン	多目的ローン
住宅ローン	リフォームローン	カードローン	
フリーローン	生活サポートローン		

## 事業者向けローン

一般のご融資（手形割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越）
地方公共団体制度融資
代理貸付業務



## 内国為替取扱実績

区分	令和5年度末		令和6年度末	
	件数	金額	件数	金額
送金、振込	他の金融機関向け	8,993	4,138	5,370
	他の金融機関から	17,935	5,970	18,663
代金取立	他の金融機関向け	0	0	0
	他の金融機関から	1	0	0

## 商品有価証券売買業務

商品有価証券売買業務は行っておりません。

## 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の有価証券に投資しております。

## 為替、サービス業務

- 自動受取サービス（各種年金・給与・配当金等）
- 支払サービス（公共料金・クレジット代金・保険料など）
- 送金サービス（授業料・家賃・株式の払込みなど）
- キャッシュカード（他行カード振り込み・相互入金等）
- 給与振込
- 年金、税務などの各種相談サービス

## 地区一覧

当組合営業地区  
宿毛市、四万十市、土佐清水市、  
幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町

## 業界の関連会社

会社名	信組情報サービス(株)	全国しんくみ保証(株)
所在地	千葉県白井市桜台1-2	東京都中央区京橋1-9-5
業務内容	信用組合の電子計算事務受託	信用組合並びに全信組連が行う貸付（事業資金を除く）に係る債務の保証
設立年月	昭和60年5月1日	平成3年8月7日
資本金	46百万円	30百万円
出資比率	0%	0%

## 窓口・ATM振込手数料一覧表

取引内容	金額階層	ATM他行カード振込機能利用取引の場合			窓口（電信・文書扱い）振込取引の場合
		自組合カード	組合員	他行カード	
振込	他金融機関宛	5万円以上	440円	330円	880円
	5万円未満	330円	220円	440円	660円
	当組合本支店宛	5万円以上	220円	440円	440円
	5万円未満	110円	無料	220円	無料
	同一店内	5万円以上	110円	無料	220円
	5万円未満	110円	無料	220円	無料
ATM延長時間帯利用手数料		無料	他行カード	220円	
ATM銀行間利用手数料		無料	他行カード	220円	
ゆうちょ銀行提携利用手数料		無料	他行カード	220円	
取引内容		小切手	約束手形		
交換取立	電子交換所内	1通につき	220円	220円	
	当組合本支店宛	1通につき	無料	無料	
個別取立	通帳等の取立	1通につき	660円	660円	
	送金・振込の組戻し料	1件につき		660円	
	不渡手形返却料	1通につき		660円	
	取立手形組戻し料	1通につき		660円	
取立手形店頭呈示料		1通につき		660円	
手形・小切手の発行手数料	手形帳	1冊(50枚綴)		1,100円	
	小切手帳	1冊(50枚綴)		1,100円	
	マル専手形	1枚につき		1,100円	
各種証明書の発行手数料	残高証明書	1通につき		550円	
	その他各種証	1通につき		550円	
通帳・証書の再発行手数料		1通につき		550円	
個人データ開示請求手数料		1通につき		550円	
キャッシュカードの再発行手数料	紛失、盗難、発行後3年未満の破損の場合	1枚につき	1,100円	1,100円	
	発行後3年以上経過し破損、摩耗した場合				
融資証明書発行		1通につき		3,300円	
契約内容変更手数料（貸出金利見直し手数料含む）		1契約につき		5,500円	
一部繰上返済	繰上返済額(100万円未満)			5,500円	
	繰上返済額(500万円未満)			11,000円	
	繰上返済額(1,000万円未満)			22,000円	
	繰上返済額(1,000万円以上)			55,000円	
借換手数料		他行への借換（※繰上返済手数料も必要です）		11,000円	
繰上返済手数料に関する特約書「締結先」の場合					
・融資実行後5年内の場合 [全額または一部繰上返済元金額×1.0%]（円単位未満切り捨て）					
・融資実行後5年超の場合 [全額または一部繰上返済元金額×0.5%]（円単位未満切り捨て）					
不動産調査事務手数料 (住宅ローン・事業用太陽光発電設備・事業用風力発電設備・アパートローン・その他)		1契約につき		11,000円	



## 総代会に関する情報開示

### ◎総代会制度について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

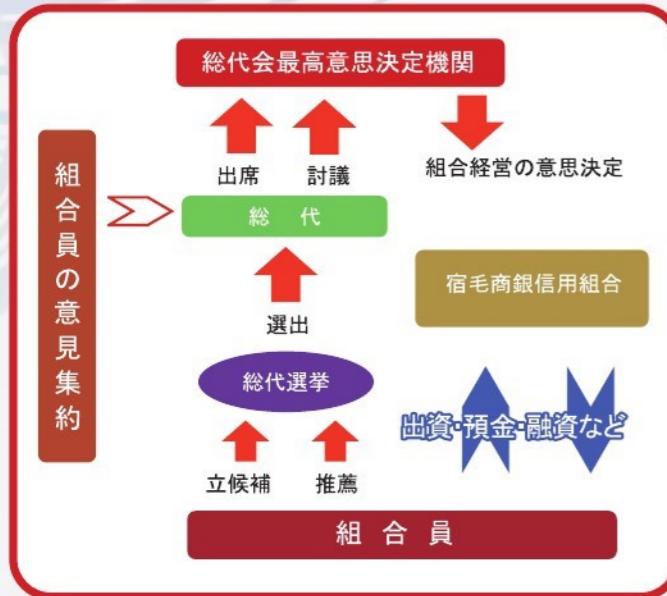
総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剩余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでいます。

現在の総代の定数は、105人となっており、その任期は令和8年2月末までとなっております。

選挙手続きの概要は、次のとおりであります。詳細につきましては私どもの組合の本店及び宿毛支店に掲示いたしますのでご覧ください。



## 総代選挙規約

### (目的)

第1条 当組合の総代選挙は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

### (選挙)

第2条 総代は、選挙区毎にその選挙区に所属する組合員のうちから選挙する。

- 2 総代の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 総代の選挙は、任期満了の日の前30日以内に行う。

### (選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、第8条第4項に定める日において組合員名簿に登録されている者とする。

- 2 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人
  - (2) 破産者で復権のできない者
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 総代就任時に80歳を超える者

### (総代の定数、選挙区及びその定数)

第4条 当組合の総代の定数は100人以上105人以内とする。

- 2 第1区として、宿毛市小筑紫町、幡多郡大月町、土佐清水市の地域を定数15名以上55名以内とし、第2区として、第1区を除く宿毛市内地区、四万十市、大月町を除く幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町の地域を定数50名以上90名以内とする。

### (選挙区毎の選挙すべき総代の数)

第5条 選挙区毎の選挙すべき総代の数は、第4条で定める範囲内において理事会で定める。

### (公告方法)

第6条 公告は、当組合の事務所の店頭に掲示して行う。

### (選挙の公告と周知)

- 第7条 選挙長は、選挙期日の30日前までに、以下の事項について公告するとともに、選挙人名簿の確定後直ちにその選挙区の組合員に周知を図るものとする。
- (1) 選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数
  - (2) 候補者の届出の受付期間及び受付方法
  - (3) 選挙期日
  - (4) 投票の開始及び終了の時間
  - (5) 投票すべき場所
  - (6) 選挙人名簿の縦覧期間・閲覧時間・場所
  - (7) 選挙長、地区選挙管理人（以下「選挙管理人」という。）及び選挙立会人（以下「選挙立会人」という。）の氏名
  - (8) その他当組合が必要と認めた事項
- 2 選挙長が必要あると認めるときは、選挙区毎に選挙期日を異にすることができる。
- 3 選挙長は、やむを得ない事由があると認めるときは、第1項各号に定める事項を変更することができる。この場合においては、その旨を速やかに公告（様式第3号）する。

### (選挙人名簿)

- 第8条 選挙人名簿（様式第4号）は、選挙長があらかじめ選挙区毎に作成する。
- 2 選挙長は第7条第1項の公告から立候補の締切日まで選挙人名簿を組合員の縦覧に供するものとする。
  - 3 選挙人名簿に登録されていない組合員は、選挙人名簿の確定の時まで、選挙長に対して、選挙人名簿への登録（様式第5号）を求めることができる。ただし、選挙長は正当な理由がある場合は、当該組合員につき、選挙人名簿の確定後であっても、選挙人名簿への登録を認めることがある。
  - 4 前項の選挙人名簿は、選挙期日の25日前に確定する。
  - 5 選挙人名簿が確定した後は、総代の選挙が終了するまで持分の譲渡の承諾を停止する。

### (候補者の届出)

- 第9条 総代に立候補しようとする者は、選挙期日の20日前までに組合所定の届出書（様式第6号）を選挙長又は選挙管理人に届け出、これを行う。
- 2 選挙人名簿に登録された組合員が他の組合員を総代の候補者にしようとするときは、本人の承諾を経て前項の期日までに推薦（様式第7号）する旨を選挙長又は選挙管理人に届け出なければならない。
  - 3 前二項により届けられた者を候補者とする。
  - 4 選挙管理人が第1項の立候補届又は第2項の推薦届を受理した場合、選挙管理人は、当該立候補届及び推薦届を遅滞なく選挙長に提出する。

### (候補者の公告)

- 第10条 選挙長は、選挙期日の15日前までに、次の事項を速やかに公告（様式第8号）する。
- (1) 理事会の定めた選挙期日及び場所
  - (2) 理事会の定めた選挙すべき総代の選挙区及び総代の数
  - (3) 立候補者の属性（氏名・年齢・性別等）
  - (4) その他必要と認める事項
- 2 前項の公告後やむを得ない事由によりその公告事項に変更が生じたときは、選挙長はその旨を公告（様式第3号）する。

### (選挙長)

第11条 選挙長には、理事長が就任して選挙に関する事務を総括する。

### (選挙管理人)

- 第12条 選挙長は、選挙区毎に選挙管理人を置く。
- 2 選挙長は、選挙区毎の組合員のうちから1人に選挙管理人を委嘱（様式第9号）する。被委嘱者からはその承諾書（様式第10号）を徴求する。
  - 3 選挙管理人は、候補者になることはできない。
  - 4 選挙管理人は、選挙に関する事務を管理する。

### (選挙立会人)

- 第13条 選挙長は、選挙区毎にその組合員のうちから地区選挙立会人を委嘱（様式第11号）する。被委嘱者からはその承諾書（様式第12号）を徴求する。
- 2 選挙立会人は、候補者になることはできない。
  - 3 選挙立会人は、投票及び開票に立会う。

### (選挙補助者の指名)

第14条 選挙管理人は職員より若干名の選挙補助者を指名することができる。

### (投票用紙)

- 第15条 投票用紙（様式第13号）及び書面による投票用の封筒の様式（様式第14号）は、選挙長が定める。
- 2 選挙長は、必要があると認めるときは、あらかじめ候補者の氏名を記載した投票用紙の様式（様式第15号）を定めることができる。

### (投票)

- 第16条 組合員は、所定の投票用紙にその選挙区において選挙すべき総代の数に至るまで投票しようとする者の氏名を候補者のうちから自書して、これを投票箱に投入する。
- 2 前条第2項に定める投票用紙を用いる場合は、組合員は投票しようとする候補者の氏名の上に○印をつけて、これを投票箱に投入する。



## (期日前投票)

第17条 選挙長は、選挙期日において次の各号の事由のいずれかに該当すると見込まれる組合員の投票については、当該選挙期日の公告があった日の翌日から選挙期日の前日までの間で、選挙長の認めた日時において、投票（以下「期日前投票」という）を行わせることができる。

- (1) 職務又は業務に從事すること
- (2) 命式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において、用務に從事すること
- (3) その他選挙長が期日前投票を許可することが相当と認める事由が存すること

2 第19条、第20条及び第21条は、期日前投票の場合にも、適切な読み替えを行ったうえで適用される。

## (不在投票)

第18条 組合員が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により選挙の当日自ら投票を行うことができないときは、第19条ないし第20条の規定に従って、書面又は代理人をもって、投票を行うことができる。

## (書面による投票の方法)

第19条 組合員が、書面により投票を行おうとするときは、選挙期日の前日午後4時までに、選挙長又は選挙管理人に対して、書面により投票を行う旨を申し出て、投票用紙及びその封筒（様式第14号）の交付を請求する（様式第16号）。

- 2 選挙長又は選挙管理人は前項の請求が正当なものと認めるときは、投票用紙及びその封筒を直ちに交付しなければならない。
- 3 前項の規定により、投票用紙及びその封筒の交付を受けた組合員は、候補者のうち投票用紙に投票しようとする者の氏名を自書し、又は候補者の氏名の上に○印を記したうえ、これをその封筒に入れて封をし、第1項に定める日時までに選挙長又は選挙管理人に提出するものとする。

## (代理人による投票の方法)

第20条 組合員が第18条の事由により、代理人をもって投票を行おうとするときは、委任状（様式第17号）にその旨を記載し、これを代理人に持参させなければならない。

- 2 代理人は、委任状による選挙権行使しようとするときは、選挙管理人に当該委任状を提出して、これを行うものとする。
- 3 代理人は、2人以上の組合員を代理して投票を行うことはできないものとする。
- 4 代理人は組合員とする。

## (代筆による対応)

第21条 身体の故障又は文盲により、候補者の氏名を記載することができない組合員は、選挙管理人に対してその旨を申請し、次の各号を全て満たす方法により、委任状なくして、投票をすることができる。

- (1) 上記の申請を受けた選挙管理人は、投票立会人の意見を聴いて、当該組合員の投票を補助すべき者（以下「投票補助者」という）2名を定める。
- (2) 投票場所において、投票補助者のうち1名が、投票用紙に当該組合員が指示する候補者の氏名を記載し、他の1人がこれに立ち会う。
- (3) 第2号に基づき、当該組合員が指示する候補者の氏名を記載した投票用紙をもって投票を行う。

## (投票の拒否)

第22条 選挙管理人が正当なる事由により投票を拒否しようとする場合は、選挙立会人の意見を聴いて、これを行う。

## (投票の終了)

第23条 選挙管理人は、投票が終了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴いて投票終了の旨を宣言しなければならない。

- 2 選挙管理人は、投票の終了宣言後は投票を行わせてはならない。

## (開票)

第24条 選挙管理人は、投票終了後すみやかに開票を宣言し、開票は選挙立会人の立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検して行う。

## (投票の効力)

第25条 投票の効力について疑義が生じた場合は、選挙管理人が選挙立会人の意見を聴いて、これを決定する。

## (投票の無効)

第26条 次に掲げる投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 候補者の氏名のほかに他事を記載したもの、又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に○印以外の事項を記載したもの
- (3) 選挙すべき総代の定数を超えて候補者の氏名を記載したもの、又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に選挙すべき総代の数を超えて○印をつけたもの
- (4) 投票した候補者の氏名が確認し難いもの
- (5) 書面をもって投票する場合に所定の日時までに到着しなかったもの
- (6) 白紙で投票したもの

## (当選人)

第27条 当選人は、有効得票数の多いものから順次その選挙区の選挙すべき総代の数に至るまでの者とする。

- 2 当選人を決定するに当り得票数が同じであるときは、選挙管理人は抽籤で当選人を決定する。

## (無投票当選)

第28条 候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えないときは、その候補者をもって当選人とし、投票を行わないことができる。

- 2 前項の規約により投票を行わなくなったときは、選挙長はその旨を公告（様式第18号）する。

## (当選人の発表・報告等)

第29条 当選人が決定したときは、選挙管理人は、速やかに、その結果を選挙長に報告（様式第19号、第20号）しなければならない。

- 2 選挙長は、当選人に対して、当選の通知（様式第21号）を行うとともに、当選内容についてその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

## (就任)

第30条 当選人が、第29条第2項に基づく通知を受け、総代への就任を承諾する場合には、就任承諾書（様式第22号）を選挙長に提出するものとする。

- 2 当選人が、第1項に基づく通知を受けてから、5日以内に文書をもって当選を辞する旨の届出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとみなす。
- 3 前二項に基づき、当選人が、総代への就任を承諾した場合には、当該当選人は、前任者の任期満了の翌日に総代に就任するものとする。ただし、第34条に基づく補欠の選挙における当選人は、就任を承諾した日に総代に就任するものとする。

## (当選人の線上補充)

第31条 第30条第2項の期間内に当選人が当選を辞退したときは、選挙管理人は選挙長の指示により、次点者をもって逐次当選人とする。

- 2 前項の場合には、前条の規約を準用する。

## (総代選挙録)

第32条 選挙管理人は、総代選挙録（様式第23号）（以下「選挙録」という）を作成しなければならない。

- 2 選挙録には、選挙の経過及び顛末を記載し、選挙管理人及び選挙立会人がこれに署名又は記名捺印して、投票用紙その他の関係書類とともに選挙長に提出しなければならない。
- 3 選挙長は、選挙録及びその関係書類を少なくとも総代の任期中保存しなければならない。

## (補充の選挙)

第33条 候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代の数に満たないときは、届け出た候補者をもって当選人と定め、不足数については遅滞なく補充の選挙を行わなければならない。当選人の数がその選挙区において選挙すべき総代の数に不足し、又は不足することになったときは、不足数についても同様とする。

## (補欠の選挙)

第34条 総代の定数に不足を生じたときは、組合は遅滞なく補欠選挙を行う。

- 2 補欠の選挙は選挙された総代の数に欠員の生じた選挙区において行う

## (細則)

第35条 総代選挙に関する細則並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは理事会が決定する。

## (附則)

第1条 本規約の制定及び改廃は総代会の承認を経なければならない。

- 2 この規約は昭和60年12月2日に改正する。
- 3 この規約は平成16年6月24日に改正する。
- 4 この規約は平成30年6月18日に改正する。
- 5 この規約は令和2年6月17日に改正する。



## 総代の選挙区及びその定数

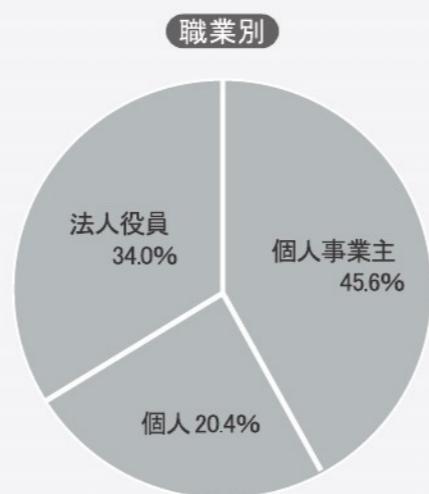
選挙区	地域	定数
第1区	宿毛市小筑紫町、幡多郡大月町、土佐清水市	15名以上55名以内
第2区	第1区を除く宿毛市内地区、四万十市、大月町を除く幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町	50名以上90名以内
計		103名

## 総代氏名一覧

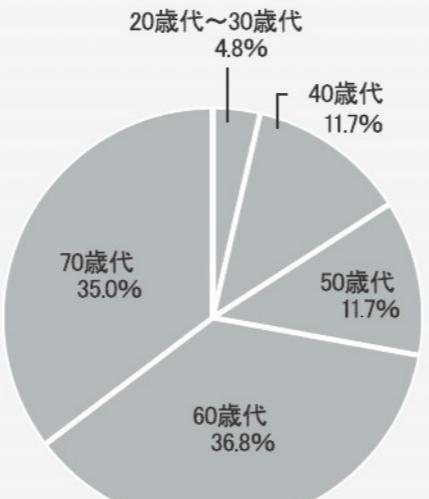
氏名	第1区	就任回数
岡松平	伊与野	9
尾崎正勝	伊与野	3
曳田正	伊与野	3
松岡丈充	伊与野	7
松田典夫	伊与野	9
依岡航平	伊与野	2
河原優	栄喜	5
高木徳博	栄喜	6
西岡義幸	栄喜	8
西岡三男	栄喜	6
林樹弘	栄喜	4
山中輝明	栄喜	12
濱中誠	大海	10
瀬場得弘	大海	5
森下潤三	頭集	2
西郷勝博	小筑紫	1
坂本るり子	小筑紫	5
名倉次朗	小筑紫	6
濱田益行	小筑紫	9
山中正洋	小筑紫	6
米花國夫	周防形	7
田中美義一	清王	12
山岡博文	清王	3
羽賀久喜	田ノ浦	10
森田治	田ノ浦	7
井上由紀	内外の浦	4
吉村敦三	内外の浦	9
中野利枝	弘見	2
浜口數子	弘見	2
松田修一	弘見	7
伊与田文昭	福良	6
岡田俊夫	福良	9
栗生里美	福良	2
佐井博明	福良	8
福井景公	福良	2
福井玲玲	福良	3
福宮地良和	福良	6
山本浩二	福良	4
千谷正男	濱	6
井上龍也	呼崎	12
山本寿一	呼崎	6

※氏名・区域の後に就任回数を記載しています。

## 総代の属性別構成比



## 年齢別



## 第72期通常総代会の決議事項

第72期通常総代会が、令和7年6月18日午前9時30分より、当組合本店で開催され、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり決議されました。

## 報告事項

第72期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告の件

## 決議事項

第1号議案 第72期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）計算書類、剩余金処分案承認の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案 第73期事業計画および収支予算案承認の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

## 職員出身者以外の理事の登用状況の開示

## ●役員一覧

理 事 長（代表理事）／松田 選	理 事（非常勤）／河原 敏郎
専務理事（代表理事）／所谷 祐二	理 事（非常勤）／白木 久雄
理 事（常勤）／長岡 宏幸	員外監事（非常勤）／加藤 高明
理 事（常勤）／黒川 健太	員外監事（非常勤）／山下 章一
理 事（非常勤）／井上 由紀	員外監事（非常勤）／山崎 正友
理 事（非常勤）／岡松 平	

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事・監事等（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

## 報酬体系について

## 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）における報酬体系の開示をしております。報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

## (1) 報酬体系の概要

## 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。



## 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 決定方法
- 支払手段
- 決定時期と支払時期

## (2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	29,479	40,000
監事	1,500	3,000
合計	30,979	43,000

- 注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。  
 注2. 支払人数は、理事11名（退任3名含む）、監事3名です。  
 注3. 使用人兼務理事2名の使用人分の報酬は2,000千円  
 注4. 上記以外に当期中に支払った理事3名の役員退職慰労金は58,800千円あります。

## (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

## 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- 注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
 注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
 注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## 職員紹介

## 窓口業務担当

本店営業部  
次長

岡村 恵

本店営業部  
部長代理

木村 里津子

宿毛支店  
支店長代理

清家 寿彦

宿毛支店  
付係

松澤 秀和

本店営業部  
付係

中山 茉歩

宿毛支店



金子 円香

本店営業部



村崎 亜子

本店営業部



中村 桜樺

## 得意先係 地域に根差した活動を心がけています！

宿毛支店  
支店長統括部長  
長岡 宏幸本店営業部  
部長代理

黒川 健太

本店営業部  
付係

岡原 浩子

宿毛支店  
支店長

井垣 加代

宿毛支店  
付係

瀧山 洋輔

宿毛支店



松本 直子

宿毛支店



濱口 健二

宿毛支店



鈴木 祐道

宿毛支店



田村 和弥

## 本部 (経営支援課・企画推進課・総務課)

専務理事  
所谷 祐二企画推進課  
長平岡 正也総務課  
長浜田 浩平経営支援課  
長稻野 智章総務課  
長小島 里沙総務課  
長由美

## 営業のご案内

## 預金商品のご案内

※この預金は、預金保険制度の対象となります。

商品名	商品内容	ご利用期間	お預入金額
当座預金	小切手、手形がご利用いただける預金です。	いつでもご入金・お引出できます。	1円以上。 新規ご契約時のみ1,000円以上。
普通預金	営業店で出し入れ自由、キャッシュカードのご利用もでき、おサイフがわりにご利用いただけます。		
貯蓄預金	基準残高を定めた出し入れ自由の預金ですが、利率は普通預金よりもお得です。		
総合口座	貯める・殖やす・支払う・受取る・借りる5つの機能を1冊の通帳にセットした大変便利な口座です。	普通預金はいつでもご入金・お引き出しができます。	普通預金 1円以上 定期預金 1,000円以上
納税準備預金	納税資金専用の預金で、お利息は普通預金より有利で、かつ非課税の特典があります。	納税時にお引き出し。	1円以上
通知預金	預入期間が7日以上見込める場合には普通預金よりお得です。	7日以上	1,000円以上
スーパー定期預金	預入金額が1,000円以上と幅広いお客様にご利用いただける定期預金です。満期日毎に自動的に継続される便利な自動継続扱いもございます。(年金優遇定期のお取扱いもございます。)	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。お預入期間は最長3年です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続扱いもございます。	据置期間1年 最長預入3年	1,000円以上
大口定期預金	市場の金利動向等を考慮し金利が設定され、大口資金の運用に最適な定期預金です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続扱いもございます。	1ヶ月以上 5年以内	1千万円以上
変動金利定期預金	預入期間中に6ヶ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利の定期預金です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続扱いもございます。	1ヶ月以上 3年以内	1,000円以上
定期積金	掛け込み金額は、1,000円から始められ、期間も6ヶ月から60ヶ月まで自由に選べますので、計画に合わせたご契約をお選びいただける定期積金です。	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上

## ローンのご案内

※上手に借りて、上手に使って、上手に返そう

商品名	商品内容	ご融資額	ご融資期間	担保・保証
住宅ローン	宅地の取得、住宅の新築、増改築、中古住宅の購入等にご利用いただけます。	10,000万円以内	35年以内	保証会社等の保証付、場合により保証人、不動産等
リフォームローン	住宅全般に関するリフォームをご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	保証会社等の保証付、場合により保証人、不動産等
マイカーローン	車の買い替え・車検費用等にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
教育ローン	入学金・授業料・受験費用・家賃等、教育に関する費用に、ご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内但し、卒業予定日までの据置可	保証会社等の保証付、保証人等
極度型奨学ローン	極度額の範囲内で、入学金・授業料・受験費用・家賃等、教育に関する費用に、反復してご利用いただけます。	100万円以上 300万円以内	3年ごとの自動更新 最終更新は65歳未満	保証会社等の保証付、場合により保証人必要
生活サポートローン	意に反して高金利融資の残高が増え、お悩みの方、ご相談の上お取扱いたします。	状況把握の上決定	10年以内	状況把握の上決定
目的ローン	教育・車以外の目的のあるお使い道にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
フリーローン	資金の使いみちを限定しないローンです。ただし、事業性・旧債返済は除きます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
カードローン	お使いみち自由なカードローンです。ただし、事業性・旧債返済は除きます。	10万円～100万円 コース	3年ごとの自動更新 最終更新は65歳未満	保証会社等の保証付
多目的ローン	自動車関連資金、教育関連資金、リフォーム関連資金、その他資金使途が明確なもの(但し、事業性資金は除く)	10万円～2,000万円 コース	7年～15年以内 (目的による)	保証会社等の保証付



SUKUMO SHOGIN

# 窓口営業時間を午後4時まで延長しました

店舗一覧

店名	住所	電話番号
本店・宿毛支店	〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地	0880-63-1166

## ATM設置状況

店舗内	-	1台
店舗外	-	4台

## 設置場所

## ATM機

当組合 本店・宿毛支店（合同新店舗）  
 当組合 旧本店（小筑紫）  
 当組合 旧宿毛支店（中央）  
 サングリーンくりはら店内（長田町）  
 物産館サンリバ一四万十内（四万十市）

## 稼働時間

平日・土・日・祝祭日 午前8時から午後9時まで  
 サングリーンくりはら 午前9時から午後9時まで

## 当組合のキャッシュカードをご利用の皆様へ

## ATM引出 手数料無料

- 当組合ATM（自動預払機）
- 宿毛市内（たとえばフジ、くりはら等）はもちろん  
全國どこの金融機関でも支払可能（全銀ネット）
- 郵便局のATMは、入出金可能
- 相互入金業務取扱開始
- ★いずれにしても手数料無料（翌月精算）
- 詳しくは窓口・係員にお気軽におたずねください

年中無休  
です！



しっかりパンク  
**すくも商銀**  
SUKUMO SHOGIN

宿毛商銀信用組合【本店・宿毛支店】  
 〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地  
 TEL:(0880)63-1166 FAX:(0880)63-1168  
<http://sukumo-shogin.co.jp/>

